

平成 28 年第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 28 年 3 月 2 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人  | 2 河野 清  | 3 金田敏行  |
| 4 夏目忠昭  | 5 金田文子  | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝  | 8 伊藤 武  | 9 山口伸彦  |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長の施政方針説明
- 日程第 6 報告第 1 号  
専決処分の報告について
- 日程第 7 承認第 1 号  
専決処分の承認について
- 日程第 8 同意第 1 号  
設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 9 議案第 1 号  
設楽町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 10 議案第 2 号  
設楽町行政不服審査会条例について
- 日程第 11 議案第 3 号  
行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 12 議案第 4 号  
設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 13 議案第 5 号  
設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 14 議案第 6 号  
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 7 号  
設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 8 号  
設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 9 号  
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 10 号  
設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 11 号  
設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補  
償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 12 号  
設楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 13 号  
設楽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 22 議案第 14 号  
設楽町財産区管理会条例及び設楽町特別会計条例の一部を改正する条  
例について

- 日程第 23 議案第 15 号  
設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 16 号  
設楽町神田平山財産区財政調整基金条例を廃止する条例について
- 日程第 25 議案第 17 号  
設楽町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 18 号  
設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 19 号  
設楽町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 20 号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 21 号  
設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議案第 22 号  
設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 23 号  
設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 24 号  
設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 25 号  
設楽町使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 議案第 26 号  
平成 27 年度設楽町一般改正補正予算（第 5 号）
- 日程第 35 議案第 27 号  
平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 36 議案第 28 号  
平成 27 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 37 議案第 29 号  
平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 38 議案第 30 号  
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 39 議案第 31 号  
平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 40 議案第 32 号  
平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 41 議案第 33 号  
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 42 議案第 34 号  
平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 43 議案第 35 号  
平成 28 年度設楽町一般会計予算
- 日程第 44 議案第 36 号  
平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 45 議案第 37 号  
平成 28 年度設楽町介護保険特別会計予算
- 日程第 46 議案第 38 号  
平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第 47 議案第 39 号  
平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計予算
- 日程第 48 議案第 40 号  
平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計予算
- 日程第 49 議案第 41 号  
平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 50 議案第 42 号  
平成 28 年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第 51 議案第 43 号  
平成 28 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
- 日程第 52 議案第 44 号  
平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第 53 議案第 45 号  
平成 28 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第 54 議案第 46 号  
平成 28 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第 55 議案第 47 号  
平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計予算

## 会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達していますので、平成 28 年第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。

これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告を願います。8 番伊藤武君。

8 伊藤 平成 28 年第 1 回定例会（第 1 日）の運営について、2 月 25 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は、従来どおり

です。日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。日程第6、報告第1号から順次1件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第10、議案第2号と日程第11、議案第3号。日程第14、議案第6号から日程第16、議案第8号まで。日程第18、議案第10号と日程第19、議案第11号。日程第30、議案第22号と日程第31、議案第23号。日程第32、議案第24号と日程第33、議案第25号。日程第34、議案第26から日程第42、議案第34号まで。日程第43、議案第35号から日程第55、議案第47号までの議案です。

当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して審議することとします。一般質問は、定例会（第2日）の3月11日に行います。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いをします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番山口伸彦君及び10番田中邦利君を指名します。よろしくお願いをします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。

議長として、例月出納検査結果、陳情・要望についての報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成27年11月、12月及び平成28年1月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

陳情・要望の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情1件、要望2件を受理しております。議会運営委員会にお諮りをしました結果、陳情の受理番号1は議長預かり。要望の受理番号1は文教厚生委員会付託、受理番号2は総務建設委員会付託と決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」を行います。

町長から申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。

いよいよ3月に入りまして、日々の寒さが和らぐかなと期待をしていますが、昨日は雪が降ったというようなことで、真冬に逆戻りをいたしまして、こうした寒暖差が激しい日々が続いておりますが、また卒業シーズンを迎える中で、別れと旅立ちの季節となりまして、本年度もあと1か月を残すのみとなりました。

議員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、平成28年3月議会定例会初日の開催に当り、全員の方々にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、来年は地域創生総合戦略を具体的に取り組む元年でありまして、また新たな町づくり計画を策定する重要な年でもありますので、将来を見据えた中長期的な観点から、事務事業の見直しや節減効果を追求するとともに、例年以上に「選択と集中」を重視した予算編成に取り組み、本日、当初予算を上程させていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず第1点目は、名倉保育園の建設についてであります。今年度建設をいたしました名倉保育園は間もなく完成をし、3月24日、木曜日の卒園式の後、昭和50年12月の建築以来40年間続いた現園舎の閉舎式を行います。また、4月5日、火曜日には、新しい保育園の開舎式を行った後に、入園式を執り行いますので、開舎式及び入園式には、議員の皆様も御臨席をいただき、新たな園舎をご覧くださいませよう、よろしく願いをいたします。

次に、町営杉平向住宅の建設についてであります。1月31日に、平成26年、27年度の2年をかけて建設をいたしました町営杉平向住宅18戸、A棟10戸、B棟8戸、これが完成をいたしまして、現在、駐車場を整備中であります。3月8日にはすべて完了をいたします。この住宅の特徴は、長寿社会に対応できるよう団地内1階部分をバリアフリーとし、また地元産材を構造材、内装材等に積極的に用い、地元林業の活性化に寄与するとともに、日照、採光、通風等、より良い居住環境づくりに努めたものであります。議員の皆様方には、3月23日、水曜日の議会定例会最終日議会終了後に御覧をいただく予定としておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、公共施設等総合管理計画策定の進捗状況についてであります。本年度は、固定資産台帳整備として「棚卸調査シート」の作成がほぼ完了し、現在内容について精査中であります。また、公共施設カルテ及び公共施設マネジメント白書の素案も完了し、今月中にパブリックコメントを実施いたします。次年度につきましては、この基礎データを基に、固定資産台帳の整備、公共施設等総合管理計画を策定し、今後、適正かつ効果的な施設管理を図るため、中長期的な計画として

健全な財政運営に活用してまいります。

次に、日章旗の返還についてであります。設楽町から太平洋戦争に出征され、フィリピンで戦死された方の日章旗をアメリカ合衆国の方が現在まで長い間保管され、この度、是非ご遺族の方に返還したいとの申し出がありまして、3月19日、土曜日に、ご遺族の方に返還されることとなりました。戦後70年を経て、戦没者の方の遺品が、遠くアメリカの方からご遺族の元に戻るということは、大変感慨深く、私も返還式に同席をさせていただきます。

最後に、個人番号カードの交付状況についてであります。昨年11月下旬から12月上旬にかけて、全世帯の方へ個人番号通知カードが送付され、本年1月からマイナンバー制度が始まりました。本町では、2月3日から個人番号カードの交付が始まり、2月末の時点で110人の方のカードが町民課へ送付され、現在のところ37人の方がカードを受領していますので、今後、順次交付してまいります。

本日は、専決処分の報告・承認2件、農業委員会委員の人事案件1件、過疎地域自立促進計画1件、条例関係24件、一般会計・特別会計の補正予算9件、一般会計を始め28年度当初予算13件、計50件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ「行政報告」とさせていただきます。

引き続き、平成28年度「施政方針」について説明をさせていただきます。少々時間をいただくこととなりますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは平成28年度施政方針並びに予算大綱について申し上げます。本日、設楽町議会平成28年3月定例会開会にあたり、平成28年度の予算案並びに諸議案を上程し、ご審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力を仰ぐものでございます。

平成28年度は、私にとって公約であります「住みやすく、元気のあるまち」、「明るく希望の持てるまち」の実現のため、本格的に「まちづくり施策」に取り組む2期目の町政運営をスタートして3年目となります。

始めに、町を取り巻く環境についてと、これに伴います町の主な政策方針について申し上げます。ご承知のとおり、今、日本全体が人口減少社会に突入しております。去る2月15日の平成27年国勢調査結果速報によりますと、設楽町の人口は5,077人であり、5年前の平成22年度と比較し692人、12%の減少となっております。この12%という人口減少率は、県内54市町村の中でも、設楽町は豊根村に次いで2番目となる高い数値であり、大変厳しい状況となっております。政府においては、平成28年度予算編成にあたり、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組みや、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組みといった喫緊の重要課題への対応と併せて、

「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処することとしております。

また、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、地方財政については、国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を行うことにより新型交付金を創設・活用し、地域創生の深化を図り、地方交付税制度において、頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進することとしています。本町といたしましても、こうした国政の流れを注視しつつ、ふるさと設楽町の発展のため、また全ての町民の皆様が日々の生活を明るく豊かに送れますよう、本町の地域特性や可能性をしっかりと生かした地方創生戦略に結びつく「まちづくり」に取り組んでまいります。

その具体的な施策といたしましては、まず1点として、今後も続く人口減少を見据えて、将来における人口の3,000人の維持を図り、来年度から進める移住定住に向けた活動を推進するため、町内4地区単位の各地区住民の方々に進められる「移住定住組織」、これの運用について具体的に行動ができるように働きかけるとともに、町と地域の方たちと共同でこれが稼働していけるように力を注いでまいります。また町としましても、この体制が町全体で稼働していけるようにするため、そしてこの運用充実が図られることを目的として、町内の機構組織に新たに「移住・定住推進室」を設置し移住定住に向けて積極的に取り組んでいくための態勢強化を進めていきます。

2点目として、この移住・定住を促進するための施策として、今回新たに開通した新東名高速道路の新城インターチェンジの近くに存在する町として特に若年層の方たちが、「この町で住んでみたいと思える町」また「住む条件が整っている町」として注目していただけるような環境を整え、また今までにも進めてきている施策であります「安心して保育や教育が受けられ、保健医療が充実した子育ての環境が整った町」として、そして「職場との移動短縮に繋がる道路整備の充実を図っていく町」として広く情報発信をし、さらに、この町で住み続けようとする時に生活の基盤を確保するために町の所有している宅地を低廉な価格で提供し、また町内において新築しようとする時に充実した建築助成金の交付が受けられることが魅力として感じていただけるこうした状況を整えて一歩進める施策を講じてまいります。

3点目として、新たな高速道路開通によって奥三河地域を対象として多くの方たちが観光を目的とした人の移動が活発化することが期待をされます。将来にわたり多くの人の流れによってこの町へも人の入込みが期待をされ、特に「歴史文化、山々などの自然や花」、これを目的とした方たちが増加することも予測されます。こうした多くの方たちが集り、滞在していただける中心的な場所の構築が必要であり、その一環として町の南の玄関口に位置する清崎地区に歴史民俗資料館と物販休憩施設を配した「道の駅清嶺」の整備を進め、観光の拠点づくりに取りかかってまいります。またこの施設の管理・運用については町民の方たちによ



る経営組織体によって、これに携わっていただき、雇用の創出と地域の活性化に繋げてまいります。また、今後さらに将来を見据えて設楽ダム建設の進捗とあわせて、観光を目的とした周辺整備の計画をまとめ、これに伴う事業推進を図っていくことといたします。

こうした、「新たな移住定住対策の積極的な取組み」、そして「若者を対象とした政策の充実」さらに「将来を見据えた観光資源の創出」を柱として、これらの施策を中心として今後の町づくりに取り組んでまいります。

また、長年の懸案でありました、町の中心地に位置する田口地区を対象とした公共下水道整備に取り掛かります。生活環境の向上と、さらに文化的、衛生的な環境整備の充実を図り、また豊川の最上流部に位置する水源町として環境保全に努める責務があり、これに努めなければなりません。そしてこの事業を進めるにあたりましては、該当地区の住民の方々と数回にわたり意見交換をする中で事業の方向性、また必要性の確認に努め、その結果、約80%の方の加入意思が示されました。これによって今年度から整備に向けて具体的な作業に取り掛かってまいります。今後、さらに事業の効率性や建設費に係る費用の軽減化、また加入者負担の効率化等、できうる限りのこうした対応に努める中で事業を進めていくことといたします。

新年度に向けては特に地方創生元年の年でもあり、新たな町づくり計画いわゆる第2次総合計画を策定する年でもあります。こうした節目の年となり、改めて、今後設楽町がさらに発展をし、町民の皆さんの生活が向上していくために「町のあり方」また「町の情勢」等も見定め、「産業、福祉、生活の安全安心の確保」等、幅広い課題に取り組む新たな町づくりに邁進して行くことに意を強くしているところであります。

したがいまして、町民の皆様を始め、議会の皆様方の絶大なるご協力をいただきながら政策実行に向けて取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、新年度予算大綱について申し上げます。

まず、今年度の財政見通しについてであります。

町の現状と課題、それに対する重点施策を考え、持続可能な町を再構築するにあたって、今後の財政の見通しについて申し上げます。

町税収入については、税制改正の影響により軽自動車税の増加はあるものの、法人町民税は減少が見込まれ、人口減少や労働人口の減少による個人町民税もこれに比例して減少することが予想されます。普通交付税については、合併特例期限が平成27年度で終了し、今後5年間で段階的に縮減していき、平成28年度は平成27年度比2,600万円程度の減額となり、平成32年度までに、平成27年度比2億6,000万円程度の減額が見込まれます。

一方、歳出では、公共施設の老朽化に伴う維持修繕費用の増加に加えて、設楽ダム関連事業として多くのハード事業整備を予定しております。少子高齢化や人

口減少などに伴い、複雑、多様化する行政課題が山積している中、さらに、全国各地で発生している想定外の大規模災害も当町に無縁とはいえ、安心安全を確保する防災・減災対策経費や公共施設の老朽化に伴う維持修繕費用の増大が見込まれます。

それでは、平成28年度当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

第1次設楽町総合計画の最終年度に当たることから、7つの基本計画の進捗状況と今後の見通しを確認したうえで目標達成に向けて着実に実行をしていきます。また、限られた経営資源の選択と集中を図るため、前例踏襲から脱却をし、真に公が担うべき分野を見極め、ゼロベースの視点で事業の再構築を進めます。

1として、設楽町が持続可能な経営体であるために、歳入の確保と身の丈にあった歳出構造への転換をしていくことが急務であることから、基金、財政調整基金等の取崩しに頼らない収支均衡予算へソフトランディングをしていきます。歳入予算額を見据えた歳出総量規制により、平成29年度当初予算からは、基金の取崩額と積立額を均衡させることを目標とし、平成28年度では、特定目的基金の取崩額を9,034万円、これは平成27年度当初予算額2億2,948万円であります。そして減債基金への一般積立額を6,194万円といたします。ちなみに平成27年度当初予算額では0円でした。

2点目に、総合計画の重点プロジェクトとして位置付けている事業や取組みについては、社会情勢の変化を意識しつつ最優先に実施をいたします。

3点目に、国のまち・ひと・しごと創生に係る「人口ビジョン」及び「総合戦略」を踏まえ、将来の人口減少を見据えた移住者の確保策のほか、町独自の地方創生に係る施策を推進いたします。

4点目に、社会保障・税番号制度について、平成28年度以降、情報連携が本格化することを見据え、個人情報保護に努めます。

5点目に、町民協働の推進にあたっては、町民目線に立って着実に職務を遂行でき、町民に信頼される職員の育成が必要であるとともに、組織力の強化にもつながることから、積極的かつ組織的な人材育成を推進いたします。

6点目に、民間活力活用の視点から、費用対効果を見極め、積極的に民間委託や民営化を推進いたします。

7点目に、町政運営における貴重な財源確保と負担の公平性の観点から、町税等の収納率の向上や、使用料などの収入未済額の縮減に努めます。

8点目に、公共施設の更新・統廃合等については、住民に対する危険があるなどの緊急の場合を除き、平成28年度末に策定予定の設楽町公共施設等総合管理計画の内容を踏まえることとし、計画策定後の平成29年度以降、国から受けられる財政特例措置など有利な財源確保を踏まえて、これを実施いたします。

それでは平成28年度当初予算の概要について、申し上げます。

一般会計と12特別会計と合わせた平成28年度当初予算の規模は、前年度比5.3%減の85億5,135万円となりました。このうち一般会計は56億82万円で、

平成 27 年度予算 60 億 4,252 万円に対し、7.3%、4 億 4,170 万円の減額となりました。一般会計における歳入の主な減額要因は、各種基金からの繰入額及び町債について対象とする大規模な事業が減少したことによるものであります。主な内容は、名倉保育園建設工事、町営杉平向住宅整備工事、田口小学校大規模改修工事等の完了によるものであります。特別会計全体の予算規模は、前年度比 1.4% 減の 29 億 5,053 万円となりました。主な特別会計の増額の要因としては、田口地区へ特定環境保全公共下水道を整備するため、新たに公共下水道特別会計が追加設置されたこと、国民健康保険特別会計で保険給付費が前年度から 7,060 万円の増額を見込んだことによります。主な特別会計の減額の要因としては、北設情報ネットワーク事務について、平成 28 年度から新たに北設広域事務組合へ事務運営主体を移管することになったために、情報ネットワーク特別会計を廃止すること、神田平山財産区が平成 28 年 3 月末で解散することに伴い神田平山財産区特別会計を廃止したことによります。

続きまして、「まちづくり」を進めるための 10 の個別分野ごとに具体の施策について説明をいたします。

まず 1 番目は、設楽ダム建設に係る関連事業について申し上げます。関係する予算規模としましては、27 年度繰越分を含み、約 9 億 5,100 万円です。ダムの現況としては、26 年 4 月に国土交通大臣が、設楽ダム建設事業を継続とする方針を示したことに伴い、用地補償や付替道路工事の他、ダム本体工事着工に向け、各種調査や設計作業等が進められることとなります。水没世帯の方の移転状況について、本年 1 月末時点で 124 世帯全世帯の契約が完了し、用地取得は、水没地約 300ha 中、255ha、約 85%が契約済となりました。関連工事は、25 年度より県道設楽根羽線の工事が始まっておりますが、この路線の早期開通や国道 257 号線をはじめとする他の付替道路等の早期着工を含め関連事業の推進に向けて国、県へ働きかけてまいります。町の水源地域対策特別措置法に基づく事業については、広域農道奥三河 2 期地区の負担金、町道 7 路線、林道 8 路線の改良、舗装、田口下水道事業、杉平南住宅の建設設計、歴史民俗資料館の建設設計、きららの森整備事業、ダム湖周辺整備事業等の計画策定、名倉・津具簡易水道の更新工事、林道 1 路線の舗装、課題事業として集団移転地への道路整備、若者定住促進のための新築住宅の補助、そして清嶺地区観光休憩施設の建築設計等に約 8 億 6,400 万円を計上いたしました。また、水没移転者に対する生活再建資金の交付に 3,300 万円、固定資産税額の一部相当額支給事業に 243 万円を計上いたしました。

2 番目に、総合的なまちづくり施策について、申し上げます。総合計画策定について、申し上げます。28 年度で第 1 次総合計画の計画期間が終了しますので、29 年度を始期とする第 2 次総合計画を策定いたします。第 2 次総合計画の策定にあたっては、第 1 次総合計画の施策展開を検証するとともに、地方創生総合戦略を補完し、町全体の目指すべき姿を定め、地域住民、団体・企業、行政が一体となって取り組みをいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラ

ンに関する中心的な取組みについて、申し上げます。設楽町の将来人口推計は、設楽町版人口ビジョンが示すとおり、毎年 10 世帯の子育て世帯が移住することにより、2060 年に 3,000 人規模で安定することとなりますが、人口規模としては現在の半数近くとなります。町民が安心して生活を送るために、介護や移動手段の確保、農地の管理や商店の確保などの対策として、町民の皆さまと一緒に行政課題を解決していくため、小学校区を単位とする自治組織を作ってまいります。また、名古屋大学に対して、地域創生共同研究の委託内容として、「商店などの後継者対策に関する仲介システムとしての、仕事とのマッチングや地域に必要なしごとづくりの研究事業」また「町内 4 地区で移住者への解説書としての「移住ノート」を作成する地域の魅力創造事業」そして「町内に 1 箇所を選定して、地元の大工さんの技術を生かした「リフォーム塾」を開きながら行う空き家修繕指導モデル事業」を予定しております。若者定住のために、空いた町有宅地を坪 1 万円の単価で販売をし、その土地へ新しく住宅を建てられる方に対して、また町内一円を対象といたしまして、町内消費を条件として最大 500 万円を助成するとともに、移住専用ホームページを作成し、町や地域の情報を発信してまいります。そして、新たに専従職員を配置し、移住定住施策やまちづくりの施策を行い、人口減少に対応してまいります。

次に職員の適正な人事管理、ストレスチェックの実施について、申し上げます。26 年 5 月に公布された、地方公務員法及び地方行政独立法人法の一部を改正する法律が、この 4 月 1 日から施行されますが、その中で職員の能力及び実施結果に基づく人事管理の徹底が求められております。具体的な項目の一つとして、全自治体で人事評価制度を導入し、昇格、昇給等、任用・給与面に反映させるため、人事管理の基礎とすることとなっております。本町の人事評価制度につきましては、24 年度から運用を開始しておりますが、給与等への反映は行っていません。今後、法律改正の趣旨に基づき、28 年度分の人事評価に基づき、給与面等へ反映、活用をしてまいります。

次に、近年仕事や職業生活に関して強い不安やストレスを感じている労働者が 5 割を超える状況が依然として続き、全国的には、ストレスが原因の精神障害者が増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が大きな課題となっております。国においては、26 年 6 月に「労働安全衛生法」を改正し、雇用主に対して 28 年 11 月までに「ストレスチェック」を実施することを義務付けていますので、町としましても 1 事業所として、法律に基づきこれを適切に実施してまいります。なお、ストレスチェック制度の概要は、労働者 50 人以上の事業所において 1 年に 1 回以上実施をし、高ストレス者が医師の面接指導等を受けられるような体制づくりや職場環境の改善に努めることとして、実施については、外部の医療機関へ委託を予定しております。

公共施設等総合管理計画について、申し上げます。町が所有する公共施設等の管理・運営を中長期的に行うため、平成 27 年度に策定をします「公共施設白書」

を基に、地域の実情に応じた、更新・統廃合・長寿命化に関する総合的な計画として「公共施設等総合管理計画」を策定いたします。

次に地籍調査事業について、申し上げます。地籍調査事業について、着実に取り組みを進めてまいります。28年度は、27年度までに調査した津具地区0.22㎢と西納庫地区0.29㎢の結果を認証請求し、登記をする予定です。調査事業について、対象地区の現地調査、地籍細部測量、一筆地測量、原図の作成、地籍測定、地籍図さらに地籍簿の作成をおこないます。実施面積は津具地区0.24㎢、西納庫地区0.31㎢を計画しており、地権者との現地境界立会、調査結果の確認等を行いながら、着実に順次進めてまいります。

3番目に、情報システム基盤等の整備について申し上げます。自治体情報システム強じん化対策としまして、12ケタの個人番号、マイナンバーを使った行政事務手続きの簡略化や、個人のさまざまな情報を同一人の情報に紐付けるための仕組みとして、マイナンバー制度が導入されました。町民の皆さんへは、27年11月末から12月上旬にかけて、マイナンバーの通知が完了し、28年1月から国の一部の事務手続きでマイナンバーの利用が開始されました。町でマイナンバーを利用した事務処理が始まるのは来年の7月からとなっており、国から要請されております「自治体情報システムの強靱化の推進」の趣旨を踏まえ、町内ネットワークシステムのセキュリティをより一層強化するため、27年度から28年度へ予算を繰り越して実施する対策と合わせ、万全な対策を図ってまいります。

北設情報ネットワークについて、申し上げます。北設情報ネットワーク事務については、22年度から本町が運営主体となり運用してまいりましたが、28年度からは住民サービスの効率を高め、事務全般の透明性をより確保するため、北設広域事務組合に事務運営主体を変更いたします。

4番目に、産業振興について、申し上げます。農業振興について、農家の高齢化と後継者不足、農地の荒廃などの課題に対し、担い手の育成や中間管理事業による農地の集積を図り、地域農業の再生と振興を図ってまいります。また、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業支払交付金事業等に積極的に取り組み、地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援してまいります。農作物への鳥獣被害対策といたしましては、捕獲わなの購入、狩猟免許取得や更新に必要な費用の支援等、有害鳥獣捕獲対策について引き続き強化を図ります。地域の活性化、雇用機会の増幅を図り、また、観光の充実を図るため、その中心的な施設として、道の駅「アグリステーションなぐら」の防災拠点整備及び清嶺地区の、これは仮称ではございますけれども、道の駅「清嶺」の整備について、実施設計等を行ってまいります。

林業振興について、水源林対策事業であります、あいち森と緑づくり事業等の取り組みについて、水源かん用、山地災害の防止等森林の有する公益的機能の向上を図ります。また間伐材の有効利用のための搬出の支援や、森林整備地域活動支援交付金や間伐実施に対し引き続き支援をいたします。

町内の中小企業者に対しましては、雇用また物販の活性化に繋げるため、引き続き「商工業振興資金」などの借入れをされる事業者に対し、設備資金借入金の利子補給を行い、商工業者の資金繰りが円滑化されるよう支援をしております。

5番目に、観光振興について、申し上げます。観光宣伝では、昨年引き続き総括的 PR のツールとして「とましーなちゃん」を強力に活用し、観光大使の力も借りながら広く設楽町を売り込んでまいります。町内の観光実態や国・県などの観光動向の把握を行いながら、本町の目指す観光の方向性を明確にし、その推進を図るため本町の観光に関する指針となる観光振興基本計画を策定をいたします。また、県内最大級の規模を誇るブナ林の原生林が存在する「段戸裏谷原生林 きららの森」への誘客促進策として実施している「きららの森整備事業」については、関係者と調整を図りながら用地調査測量等、基本設計などを行ってまいります。

6番目に、地域医療と健康増進事業について、申し上げます。つぐ診療所について、医師派遣体制を継続するとともに、愛知県やへき地医療支援機構、北設楽郡医療等に関する協議会及び郡医師会とも連絡を密にとり、常駐医師の確保を図ってまいります。また、医療、介護等各医療機関との相互連携を保つとともに、地域医療の連携と情報の共有化を進めるため、電子カルテシステムを導入し、業務の迅速化を図ってまいります。健康増進事業について、町民の健康増進のため「いきいきしたら計画」を引き続き推進をいたします。町民と協力して健康づくりに取り組むことができるよう、町民による「いきいきすすめ隊」と行政職員が協力し「みんなで ひろげまい 健康の輪」を合言葉に「こころ」「からだ」「こども」の3分野で各種事業を実施いたします。また、引き続き特定健康診査、節目の年代には無料クーポンを配布する各種がん検診を実施するとともに、診査結果を基に特定保健指導、個別健康相談を実施いたします。いきいきと元気に過ごすため「こころの健康相談」も引き続き実施をいたします。

保健予防事業として、定期的予防接種を実施するほか、母子保健事業として、乳幼児健康診査、幼児歯科検診、育児教室、さらに乳幼児相談、すこやか子ども相談を行う他、医療機関で行う妊産婦・乳児健康診査費、そして出産時町外滞在費の助成を行うとともに、安心してこどもを産めるよう、これを支援してまいります。少子化対策として、特定不妊治療、男性不妊治療の助成を行い、出生率の上昇を図ってまいります。

7番目に、道路・河川の整備について、申し上げます。国県町道の整備について、昨年6月に、岩古谷トンネルを含む国道473号設楽バイパスが開通し、今まで10分程度かかっていた神田－田口間が、半分の5分程度に短縮されるなど、日常生活の利便性が著しく向上をいたしました。引き続き国道257号の安沢の坂のゆずり合い車線やそれに繋がるミニバイパスの整備等、利便性向上、通行の安心安全の確保、産業の発展に繋がる国県町道の早期完成を目指して事業を推進いたします。

既存の町道については、適切な維持・管理に努めるとともに老朽化による修繕が必要となった橋梁の補修を行い、落橋などの事故を未然に防ぎます。

林道について、木材価格低迷の中、伐採作業を容易とする林道の整備は必須の課題となっております。昨年度に引き続き、開設2路線、改良7路線、舗装5路線の整備を進めてまいります。

農道については、広域営農団地農道整備事業奥三河2期地区は、早期完成を目指して工事を進めるとともに、農道スタベ線については開設に向けて、用地調査を行い、用地買収への準備を進めます。

農地の基盤整備では、老朽化した用排水路の改修工事を川口地区で始めるとともに、改修計画の策定を田峯地区で行ってまいります。

8番目に、若者定住対策・子育て支援の充実について、申し上げます。27年度建設中の名倉保育園については、設楽町産材を利用した木造平屋建ての園舎が、間もなく完成し、4月から新しい園舎で保育を実施いたします。田口宝保育園の園舎は、昭和45年に建設がされ、築44年が経過し耐震診断によって強度不足が指摘されております。園舎建て替え事業について、28年度に、基本実施設計を完了した後、建設工事に着手し、29年度後半に完成の計画としております。28、29年度において、田口宝保育園に対して、設計、建設費用に対して適切な補助を行い、園児の安心・安全の確保を支援してまいります。

続きまして、教育行政について、申し上げます。28年度は、現在、最終的な詰めを行っています「教育大綱」に沿って施策の展開を図ります。設楽町の将来を担っていくこととなる町の宝である「子ども」を大切に、「教育は人づくりである」という考えのもと、礼節や思いやりの心を持ち、将来自立した生活のできる、生きる力を兼ね備えた子どもの育成を目指します。

学校教育では、グローバルな視野を持っていただくための英語教育の充実も子育て支援策の一つとして総合戦略に盛り込まれる予定であります。施設整備関係では、児童生徒の安心安全を最優先とした施設整備、施設維持に力を入れてまいります。また、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場所で共に学ぶことを可能にするため、障害のある子どもに対応した施設改修を進めます。

中学生の海外派遣事業として、5月18日から25日までの8日間、設楽中学校と津具中学校の3年生、40名を対象として、文化の違いを肌で感じ、交流を深めるとともに、郷土を見つめ直すきっかけとするために、アメリカ合衆国イリノイ州アーリントンハイツに派遣をいたします。

社会教育関連では、引き続き歴史民俗資料館、これは仮称でございますが、これの建設に取り組みます。27年度からの繰越事業で基本設計を進め、年度後半で実施設計を行う予定で事務を進めてまいります。

9番目に、生活環境の整備と福祉の充実について、申し上げます。住環境整備として、住宅建設、上下水道整備を推進いたします。住宅事業につきましては、

27年度に町営杉平向住宅が竣工し、28年度は老朽化した西貝津住宅およびシウキ住宅の入居者の移転を進めます。また、同じく老朽化した杉平南住宅の建替え事業に着手し、30年度の建替え完了を目指して事業を進めます。老朽化した住宅の更新および既存住宅の改修等により、安全で安心な暮らしの確保を図りながら、若者定住につなげてまいります。

水道事業につきましては、すべての簡易水道を統合するとともに、清嶺地区や名倉地区、津具地区の25年以上経過した管路の耐震化や水道施設の更新を行います。田口地区の更新工事については、29年度以降を予定しております。田口地区の公共下水道整備につきましては、県代行制度について国土交通大臣の指定等を受け、関係地区説明会の実施、あり方検討委員会の検討を踏まえ、関係地区に公共枿設置意向調査を実施した結果、8割を超す世帯からの加入希望がありました。管渠及び処理場の基本設計、詳細設計を進めていき、30年度より工事着手する予定であります。

福祉の充実について、申し上げます。町高齢者を取巻く情勢として、医療介護施設などの社会資源が限られ、人口減少及び超高齢化が進む中で、町高齢者福祉計画の基本理念として、「高齢者が健やかで安心して元気に暮らせるまち」を掲げ、地域の助け合い活動の推進と在宅生活の支援を進めます。介護、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築と、新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて検討を進めてまいります。また、介護の人材が不足していることから、介護職員初任者研修課程修了者支援事業補助制度により、介護の資格者の確保を進め、より適切な介護サービスが提供できる環境を整えてまいります。

最後に、消防・防災対策の強化について、申し上げます。近年、予測できない地震、噴火、土砂災害が、全国各地において大災害が続き、消防団員の活動内容も変容している中、消防団の機能強化、充実とともに、地域防災体制の強化を進めます。法律で示す「消防団の装備の基準」、これを基礎とし、災害救助用として家屋倒壊時や道路を塞ぐ倒木撤去のため、27年度のチェーンソー配備に続き、新たに各消防団に油圧ジャッキを1台、合計4台を配備いたします。消防ポンプ車、積載車及び小型ポンプ車の配備については、機能の多様化や高額のため、団員が減少する中ではありますが、既存の設備を有効かつ安全に使用できるよう消防団員の消防技術の一層の向上を図るとともに、必要な修繕を行いながら、有事に的確に対応できるよう組織体制、装備の充実に努めてまいります。

防災対策として、近年、ゲリラ豪雨による土砂災害が全国的に頻発しており、住民に対して迅速かつ的確な情報の周知及び避難体制の確立を図るため、27年度において土砂災害警戒区域等を明示した「防災ガイドブック」を新たに作成し、まもなく全戸に配付いたします。今後は、このガイドブックを住民の防災意識の向上に活用し、行政と住民の連携による地域の防災力を高めるとともに、適格な避難行動を伝達し、防災体制の強化を図ります。



また、近年、大変危惧されています「南海トラフ地震」への備えとして、27年度に引き続き、「組立式災害用非常用トイレ」を3基、「救助用資機材セット」を7基、「防災用毛布」を100枚購入し、災害時に対応できるよう整備いたします。防災対策は、住民、自主防災会と行政が連携できるよう平常時から備える必要がありますので、町の防災訓練につきましては、引き続き地域住民の防災意識を高め、災害時に迅速で適切な行動がとれるよう、多くの住民参加による訓練を継続し実施してまいります。

設楽分署の常設消防体制について、以前検討された「消防署所の適正配置計画」に基づき、28年度の設楽分署の体制は、防災、救急対応において、より一層、迅速かつ的確に対応できるよう、計画どおり27年度の15名から17名体制へ増員をいたします。津具分遣所については、前述の計画に基づき、28年度から分遣所の維持管理費負担、157万4千円がさらに求められておりますけれども、署員6名体制を継続してまいります。

最後に、先ほど地方創生について述べさせていただきましたが、私は、我が国が高度経済成長期のようなかつての活力を取り戻すためには、何よりも地方が元気になることが不可欠であるというふうに考えております。今後、国は地方創生のためにさまざまな施策を展開するとしておりますが、真に地方が元気になるためには、国任せの体質を改善して、これまで以上に地方自らが責任を持ち、自らの意思で行動をしていくことが必要になると考えております。

新年度は、設楽町がより一層の飛躍ができますよう、創意工夫による自主・自立のまちづくりに取り組み、全ての町民の皆様が将来に明るい希望の持てる地域社会を構築する決意であります。どうか議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

なお、この後、教育長から「教育方針」について申し上げます。  
御静聴ありがとうございました。

教育長 おはようございます。町長の施政方針の中でも教育行政について述べられておりますが、私からは「教育行政の運営」につきまして、短く、説明をさせていただきます。初めての試みでありますので、一所懸命伝えたいと思っておりますが、言葉足らずの部分がございまして、ご容赦いただくとありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、平成26年には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成27年4月から教育委員会制度が大きく変わりました。この改正により、教育長の選任につきましては、これまでの教育委員による互選制から町長が直接任命・罷免できることとなり、併せて教育長の任期を3年とすることで、町長の在任中に教育長の改選ができる、というように改められるなど、教育行政に関して町長の権限が強化されております。

また、新たに町長が「総合教育会議」を招集し、教育環境の整備や児童生徒の生命の安全対策などについて教育委員会と事務の調整を行い、また、町長として、

地域の実情に応じて教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる「教育大綱」を策定することなど、町長と教育委員会の関係が強化される一方で、これまで分かりにくかった「教育委員長」と「教育長」を一本化し「新教育長」が教育行政の実質的な代表者であり、責任者であることが明示され、「教育委員会の責任体制の明確化」が図られております。

設楽町では、この法律の改正の主旨をくみ、改正法の施行とともに「新教育長制度」に移行したことは、御承知のとおりであります。町長の権限は強化されましたが、町長も教育の「中立性・継続性・安定性」の確保が、よりいっそう重要であることを認識しておりますので、何ら問題はありますが、私としましては、その責務の重さを改めて感じているところでございます。

このため、平成 27 年度中は、「教育の中立性の確保」に努めてまいりましたが、今後もこれを継続してまいります。

もちろん、これからの教育に関する基本的な方針は、これまでの教育方針と何ら変わるものではありません。「子ども達がどれだけ有意義な教育が受けられるか」「どれだけ楽しく学校生活を送ることができるか」ということであります。

子どもの教育だけが教育行政ではございませんが、特に基本としたいのは、まず、「生きる力を持ったたくましい子ども」に育てたい。「社会に通用するルールが理解できる子ども」に育てたい。さらには、「生まれ育ったこの設楽町に誇りを持ち、自信をもって社会に通用する子供」に育てたいという願いであります。この願いを実現するために、持続的に地域・学校・家庭が一体となってさまざまな施策を進めてまいりたいと思っております。

現在の教育行政には、学力調査などから指摘されています「国語における読解力の低下」や全国体力・運動能力等の調査結果から「体力の低下」などが指摘され、学力・体力の向上が必要とされていることなどをはじめ、優れた芸術文化に触れる機会の確保、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの健康課題、家庭の教育力の向上、信頼される学校教育の確立、教職員の多忙化解消・資質向上など、多岐にわたる課題が指摘されています。

教育委員会としましては、これらの課題の中でも、児童生徒に関する課題である、発達障害のある児童生徒への支援、いじめ等の児童生徒の問題行動対策、不登校児童生徒対策などが重要な課題と捉えています。特に社会問題にもなっている「いじめ」につきましては、「いつでも、どの子も、どこの学校でも起こりうる」ということ、そしていじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な成長に大きな影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を及ぼすこともあるということなどを認識することが必要です。この「いじめ」から子どもを救うためには、取り巻く大人も決して他人事ではない、と思わなければなりません。このため、来年度は、いじめ防止のための基本的な方針である「設楽町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止委員会、いじめ問題対策委員会などを設置し、予防と重要問題対策についての体制を整備してまいります。

また、心身に障害がある児童生徒につきましては、近年、少しずつではありますが、増加傾向にあります。これらの児童生徒には、特別な支援が必要であり、現在も「特別支援教育支援員」を配置させていただいているところではございますが、より一層の充実を図ってまいります。

さらに、2018年度には具体化される、小学校における英語や道徳の教科化への対応、タブレット端末などの活用によるICT教育の推進なども順次進めてまいります。

近年、取り上げられていますのが、ケータイ、スマホによる子どもへの悪影響についてであります。ケータイ、スマホは、非常に便利な道具ですが、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれたりする危険性があります。スマホ依存症になることで、睡眠時間が減り、勉強に集中できない児童生徒の増加が懸念され、全国的には「深夜のスマホ制限」の運動がPTAを中心に展開され始め、愛知県内でも、「スマホ夜間制限」といったルールづくりに取り組んでいる市町村もあります。設楽町の児童生徒については、具体的な支障等の確認はできていませんが、それこそ他人事と思うことなく、「ケータイ・スマホの正しい使い方」について学習をする機会を設けなければならないと思っています。

設楽町だけでなく、北設楽郡の町村は他の地域と比較して著しく人口減少が進んでいるように児童生徒の数も減少しています。北設楽郡全体の児童生徒数の状況は、小中学校全体で平成27年度が、528名ですが、平成32年度には461名と、67名の減少が見込まれ、学級数も13学級が減少すると予測されています。設楽町では、平成28年度は、小学生が156名、中学生は、102名 合計258名となります。今年度が271名でしたから1年間で13名減少します。このままの状況での5年先、平成32年度における児童生徒の数は、小学生155名、中学生78名、合計233名となり、学校別では、一部の小学校を除く全ての小学校で児童が減少します。そして、一つの中学校では、全校生徒で20名になるということが予測されています。近隣の状況を見ますと、田原市、新城市、東栄町、豊根村がそれぞれ児童生徒数の減少等を理由に、学校の再編成が行われ、また行われる予定です。さらに、愛知県においては「県立高等学校教育推進基本計画」に基づき、新城市内の2つの高等学校の統合について検討がされることとなっております。

設楽町としましては、これまで2つの中学校、5つの小学校の確保を方針としてまいりました。現在もこれに変わりはないわけですが、この5年先の予測を見たとき、このまま放置しておいた場合、「子ども達がどれだけ有意義な教育が受けられるか」、「どれだけ楽しく学校生活を送ることができるか」という基本的な理念を保つことができるだろうか、ということでもあります。

このことから、小中学校の一番良い形、あるべき姿を探るために、来年度は「学校のあり方検討会」を設置し、検討を始めます。以前にもお話をさせていただいたことではありますが、この検討会は、「統廃合ありき」というものではなく、あ

くまでも「あるべき姿」を見定めるための検討会であるというものですが、むろん統廃合もその範疇にあります。例えば、再編成という方針が見いだされたとなれば、その先、多くの時間を要するものであり、こうした事を検討していかなければならない時期であるということも、多くの方々のご理解をいただけるものと思っております。

以上、新年度に向けた教育行政の運営に関する考え方の一部を説明させていただきました。

設楽町では、幸いなことに今のところ教育に関してマスコミにとりあげられるほどの事件、事故はありませんが、それなりの課題を抱えています。教育委員会としましては、設楽町の宝である子ども達の健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、課題の解消に向けて教育行政を運営してまいりますので、議員各位のご理解、ご協力、そして、ご指導を賜りますようお願いを申しあげまして、説明を終わります。ありがとうございます。

議長 お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時30分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

議長 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第6、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 報告第1号「専決処分の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと、専決処分書を添付させていただいております。町営杉平向住宅の建設工事の契約事項の一部変更でございます。契約金額の変更で、380,174,040円の契約金額を382,341,600円に変更するものでございます。もう1枚はねていただきますと、その変更理由が記載されております。主な内容としまして、1から3まで工事の変更によりまして、金額が増額したということで、専決処分をさせていただきました。以上で説明を終わります。

議長 報告の説明がありました。質疑を行います。質疑はありますか。

5金田 手摺り補強というような項目が、変更内容にあります。設計の段階から強固な安全な手摺りというふうにしてなかったのはどうしてですか。

生活課長 当初ですが、A棟で8箇所みておりました。B棟で6箇所みておまして、変更で、それではちょっと安全が確保されないということで、プラスαしたものでございます。

5金田 6箇所、8箇所のプラスαしたの、プラスαの内容をお聞きします。

生活課長 失礼いたしました。A棟で14箇所です。B棟で12箇所、真ん中の部分の

手摺りの補強をいたしました。

5 金田 計画段階の手摺りと新しく補強した手摺りの違いと、最初の段階でそれでオーケーと判断した理由を、計画時にそれで大丈夫と判断したことと、それからやってみたら弱いので、強くしたということですが、どのように強くしたか、変更した具体的な安全のための内容を教えてください。

生活課長 A棟の方が、10戸ございます。2階と1階とございますけれども、スパンの中のセンターといいますか、真ん中部分に1つ増やしたいということで、なおかつ強化をしたということです。

議長 金田さん、3回目ですが、答弁をちゃんと答えていただきたいと思いますが。

生活課長 スパンが長かったものですから、真ん中部分といいますか、なおかつ強化をしたということでございまして、施工した段階で、安全が確認できなかったということがございまして、柱の本数を増やしたということです。支柱の本数を倍にしたということです。スパンが長かったものですから、真ん中に増やしたということです。

議長 ほかに。

9 山口 主な変更内容の中の出土したコンクリートの塊等の処分とありますけれども、このコンクリートにつきまして、もう少し詳しく説明をいただけませんか。

生活課長 この件につきましては、27年3月2日に議決されておりますので、今回の説明は割愛させていただきたいと思いますが、どうでしょう。

住宅としては、平成22年に基本設計で地質調査をしております。その前段階で、更地ということを確認いたしまして、引き渡しを受けております。基本設計で、22年度当時で地質調査によってボーリングをしたのですが、そのへんの確認ができずに工事に入りました。去年ですけれども、その変更内容を27年3月2日に議決をされておるのですけれども、その資料を見ますと、A等の部分で支持地盤まで掘り下げたところですね、1.3立方メートルほど出てきました。B棟においても同じく1.1立方メートルぐらい出てきまして、転石というような扱いと同じ扱いで、処分をしたというものでございます。

議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号は、終わりました。

---

議長 日程第7、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第1号「専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと、専決処分書を添付してございます。もう1枚はねていただきますと、設楽町税条

例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例ということで、設楽町税条例を改正させていただいたものでございます。詳細につきましては、担当課長の方から説明をいたします。

財政課長 それでは新旧対照表のほうが入っていると思うのですが、そちらを御覧ください。改正の内容は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法なのですが、この関係でまず第51条第2項のほうでは、町民税の減免申請の関係で個人番号を申請書に記すように定められました。139条の3第2項のほうでは、特別土地保有税の減免申請における個人番号の記載を規定したわけですが、改正によりまして、この町民税の減免申請、特別土地保有税の減免申請については、個人番号を記す必要がないということになりますので、条例の方もそのような改正をするものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第1号は、承認をされました。

---

議長 日程第8、同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、次の者を設楽町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。夏目康弘さん、伊藤司さん、後藤初博さん、伊藤和子さん、小西永人さん、佐々木すゑのさん、土屋康臣さん、正木英登さん、この8名につきまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、新規に委員の任命をするものでございます。平成28年4月1日から3か年、この方々にお願いしたいということで、議会の同意を求めるものでございます。以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 新しい制度に変わってということですが、利害関係のない人を含むというのはこの前説明があったと思うのですが、その方はどの方ですか。

産業課長 この8人の中に正木英登さんがいらっしゃいます。正木英登さんにつきましては、会社員でありまして、利害関係のない方と理解しております。

議長 ほかに。

10 田中 農業委員の方々の選考の、具体的にはどんな手順で選考されたのですか。

産業課長 農業委員の選考に当たりましては、1月8日から2月5日まで募集をいたしました。その中で、推薦と応募された方がいらっしゃいます。推薦された方は、夏目さん、伊藤さん、後藤さん、伊藤和子さん、小西さん、佐々木さん、土屋さんでございます。また正木英登さんにつきましては、応募されました。その後、8名でございますが、町の選考委員会で内容等を審査しまして、町長に報告しまして、今回提案させていただいたところでございます。

10 田中 推薦したのはどういったところでしょうか。

産業課長 夏目さんにつきましては、清崎区長。伊藤司さんにつきましては、田口地区の区長代表の栄町区長。後藤初博さんと伊藤和子さんにつきましては、名倉地区区長代表としまして大平区長。小西永人さんは、JA愛知東の河合組合長。佐々木さんと土屋さんは、津具地区区長代表としまして佐々木義典さんから推薦をいただいております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。同意第1号は、同意することに決定をしました。

---

議長 日程第9、議案第1号「設楽町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第1号「設楽町過疎地域自立促進計画の策定について」、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、別紙のとおり計画を策定したいので、議会の議決を求める。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。内容につきましては、全協において概略の説明をさせていただいております。この法によりますと、この過疎計画につきましては、議会の議決を経て計画を定めることができるという規定がございます。ただしこの計画につきましては、過疎対策事業債あるいは補助金をもらうための必須の計画となっております。この過疎法につきましては、昭和45年から10年ごとに過疎計画を立てながら、過疎債と補助金をいただけるといようなものでございます。設楽町にとりまして、この過疎債の7割の元利償還金が交付税に参入されるというものでございまして、非常に大きなソフト事業をやるさいに、非常に大きな財政面で有利となる計画でございます。今後、これから日本が少子高齢化の時代に入ってきますけれども、この過疎対策

の自立促進特別法がいつまで続くかというのが、非常に大きな関心事でございますけれども、とりあえず33年3月31日までは、この過疎法がありますので、有利な起債のための計画でございますので、ぜひお認めをいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第1号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号を総務建設委員会に付託をします。

---

議長 日程第10、議案第2号「設楽町行政不服審査会条例について」と日程第11、議案第3号「行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第2号「設楽町行政不服審査会条例について」、設楽町行政不服審査会条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。次に議案第3号「行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」、行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。改正後の行政不服審査法の施行に伴いまして、関連する条例の改正及び審査会の設置が必要でございますので、2つの条例を提出させていただきます。詳細につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきます。

総務課長 それでは議案第2号は、制定の条例でありますので、若干細かく説明をさせていただきます。行政不服審査法についてですが、この法律の第81条第1項において、この審査会が執行機関の附属機関と位置づけられていまして、その法律の規定により、その権限に属された事項を処理するため第三者機関として審査会の設置が義務づけられているため、この条例を制定するものであります。その第81条第4項においては、「機関の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定める」と規定されておりますので、この法律の規定に基づきまして、第3条以下の条文を規定するものであります。第3条では、法律においては委員9名、任期3年と規定されておりますが、第1項の委員数及び第3項の任期については、地方公共団体の審査請求の件数と実情に応じて規定できるとされております。したがって、設置において役割を付与することで可能とされております設楽町情報審査会条例の規定を準用しまして、この審査会の委員は5人以内、任期は2年とする規定であります。第2項法律第69条第1項の規定に基づき定めるものでありまして、



委員は、その役割の重要性から任命権を有する町長に対しても独立性、中立性が求められる職であります。また広範な行政分野に関する案件について審査するという任務の性質上、豊富な学識経験を有するものをバランスよく委嘱する必要があると解釈されています。第4条についてですが、これは法律第70条に基づいて会長の設置、職務等を規定するものであります。第5条の会議ですが、一般的な合議体の原則に倣って、会長の権限、職務、定足数等を規定するもので、第5項は委員に利害関係を有する審査事項の場合、そのものは審査に加わることができないという規定であります。第6条、調査審議であります。法律の74条から79条で規定されていまして、地方公共団体の審査会に係る調査審議については、法律の第81条第3項において、準用すると定められていることから、この条例に規定するものであります。また審査会は、独立性、公平性が強く求められ、個人情報に関わるものでありますので、調査審議の過程は公開しないものとするものです。第7条、秘密を守る義務ですが、委員は地方公務員法第3条に規定する特別職に該当するため、原則として、一般職を対象とした地方公務員法の適用は受けないことから、地方公務員法第34条第1項の秘密の保持義務の規定の適用は受けません。しかしながら極めて個人情報に関わる重要事項を取り扱うことから、法律第69条第8項の規定に基づき、条例において守秘義務規定を定めるものであります。なお条例には罰則規定は設けませんでした。法律においては1年以下の懲役、または50万円以下の罰金の罰則が規定されていますので、秘密を漏洩した場合は法律の適用を受けるということであります。第8条は委任規定であります。附則としまして、平成28年4月1日、法律の施行日から施行する規定であります。

続きまして、第3号の関係条例のほうですけれども、4本の条例に分かれています。まず第1条の部分で、設楽町個人情報保護条例の一部改正であります。中身は行政不服審査法の改正により、不服申し立てが審査請求という表現に一元化されたもので、所要の改正を行うものです。続いて第34条ですが、これは新たに追加される規定であります。情報関係、個人情報とか情報公開の場合ですが、情報関係の審査請求については、行政不服審査法の第9条第1項のただし書きの規定に基づき、関係条例に法律の適用除外規定を新たに設けることにより、この審査請求を受けた場合の担当する者、いわゆる審議委員と申しますが、その指名は不要となりまして、実務的には審査庁から情報関係の審査会、たとえば情報審査会で諮問が行われるため、行政不服審査法上という第三者機関に対する諮問手続きは行われないこととなるものであります。次に第34条ですが、第1項の各号列記以外の部分は不服申し立てが審査請求に一元化されることによる語句の改正であります。また第1号から第4号は、審査請求が不適法で却下する場合や、採決で審査請求の全部を認容する場合等は、諮問を要しないという除外規定であります。第2項は審査庁は処分した機関から提出された弁明書を添付して審査会へ諮問しなければならないもので、行政不服審査法の読替規定であります。

ここでいう審査庁と言うのは町であります。第3項第4項は字句の改めです。第5項は不服審査法の中で審査庁は、審理関係人に対し当該諮問した旨を通知しなければならないという規定がありますので、その規定を準用して条例に定めるものであります。第34条については、第35条に繰り下げるものです。第36条については不服申し立てを審査請求に改め、裁決又は決定を裁決という表現に統一する改正であります。第三者からの審査請求にかかる開示決定や訂正決定に関する該当内容を政令の規定に基づき明確化する改正であります。

続きまして、第2条の設楽町情報審査会条例の一部改正ですが、第1条は審査請求に改める改正で、第2条の所掌事項ですが、あとの設楽町情報公開条例の一部改正にも出てきますが、第18条審査会への諮問等の規定の条項ずれであります。また、先の設楽町個人情報保護条例の改正に伴う条項ずれに係る改正であります。第6条、第4項及び第7条、第8条については審査請求、または審査請求人に字句を改めるものであります。

続きまして第3条、設楽町行政手続き条例の一部改正であります。第3条の中の適用除外ですが行政不服審査法の改正に伴い、異議申し立て審査請求が審査請求に、また裁決決定が裁決に一元化されたことに伴う改正であります。第19条は明確な字句に改正したものであります。

続いて大きな第4条、設楽町情報公開条例の一部改正であります。第18条は追加規定であります。これは先の個人情報保護法例、第34条の規定と同一の内容であります。関係条例に法律の適用除外規定を新たに設けることにより審議員の指名は不要となり情報関係の審査会へ諮問が行われたため行政不服審査法上における第三者機関の諮問手続きは行われないこととなるものであります。第18条ですが、この条文も個人情報保護条例と同一の内容であります。第20条、これも個人情報保護条例と同一の内容であります。付属としまして、28年4月から施行するものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議長 質疑は、1件ごとに行います。

議案第2号「設楽町行政不服審査会条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 委員5人の方はもう決まっているわけですね。どのような手続きでどのような方々がこの審査をなさるのか、もう少し詳しくお願いします。

総務課長 町で単独で設置する形として条例をあげている訳ですが、その前の段階で方法としては町が単独で設置するのか、または例えば一部事務組合を作って審査会をその一部事務組合に委任する方法、それから自治法上で認められている機関の協働設置という専門の機関を設けて設置する方法もありまして、愛知県の自治体それぞれが判断を非常に迷っている部分がありまして、いろいろ調査した結果、7割から8割が単独設置という形となりましたので、設楽町も付属機関として審査会を単独設置とするもので今回条例をあげています。それでその中で今言いま

した審査会のメンバーですけど、先ほど言いましたように非常に高度な法務能力とかそういうことに関わってくる内容でありますので、具体的に今の段階でまだ当然案件があるわけではないですが、委員について具体的にどういうポジションの方にするかというところについてはまだ決めていません。ただ、そういう審査請求に渡された内容に対応していかなければなりませんので、当然ながら先ほど言いました審査会の委員も含めて、法律の専門の方も関わって頂いた中で対応していかないと、これを出された場合に適切に判断をして行くことが難しいと思っていますので、そのメンバーについてはこれからしっかり考えていくことと、もう一つ審理員というのが、実際に審査請求を受けた場合に事務を行う人間です。その審理員の条件が法律の方で定められていまして、審査庁、法律では審査庁ですが、読み替えますとそれは町ですので、町の職員でなければならない。という法律の規定がありまして、町の職員と言っても我々も町の職員ですが、例えば産業課の案件で不服申し立てが出た場合には産業課の課長さんはメンバーに入ることができません。ですが、それ以外の課長さんを指名して審理員の名簿を作成するということはできるわけです。しかしながら、産業課の案件を他の課長が適切に判断できるだけの公務能力は多分どなたも持ってないというふうに認識していると思いますので、今考えているのは愛知県の町村会の顧問弁護士に設楽町の審査会附属機関の委員になっていただいて対応して頂くとか、そういうことも含めてこれから検討していく考えであります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第2号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第3号「行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第3号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第3号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第12、議案第4号「設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第4号、設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改

正する条例について、設楽町人事行政の運営等の状況の公表用に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行にともないまして、この公表に関する条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明を致します。

総務課長 新旧対照表の方を見て頂きたいと思います。今回、地方公務員法の改正によりまして、人事行政の運営等の状況の公表事項について従来ありました勤務評定が削除されまして人事評価及び退職管理に関する規定が新たに追加されたため第 7 号中の勤務成績の評定を削り、報告事項として第 2 号、職員の人事評価の状況、第 8 号、職員の退職管理の状況を追加する改正であります。附則は施行期日は 28 年 4 月 1 日、第 2 項についての経過措置ですが、27 年度にかかる報告については改正前の規定を適応する経過措置の規定であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 4 号の質疑を行います。質疑はありますか。

7 熊谷 職員の退職管理の状況とはどういうことをさしているのですか。

総務課長 いわゆる世間でよく言われる退職した後、職員の影響力を役場に対して行使する、当然ながら非常に問題になっていますのでこのような退職管理という概念が生まれてきた訳ですが、具体的にいいますと例えば建設課の課長が、退職しました。その後どこかの建設会社に務めて、その建設会社の社員として役場に対して行使するというのを禁止するということでもありますので、その退職した後の同一職務に関わることがないかどうかの事を管理するということでもあります。

7 熊谷 実際においてですよ、例えば退職した職員が民間人になるわけだよね。行政側はこの人の守秘義務の問題もあろうかと思いますが調査できる。そこで大事な、例えば今、建設課長がやめられてよその利害関係の会社に務められたと、そうすればいろんな情報を持っている訳ですが、そういった場合に当然守るべき事は守るのだらうと思いますけれども、果たして今度、役場が、退職された方の状況というものは調査できるのか、どのような方法で監査していくのか、それをちょっとお聞きしたい。

総務課長 この条例で言う退職管理というのは、これは公表する内容を示していますので、この人事行政の運営に関する内容を公表する中身として退職管理というのが含まれていますので、そのようなことを退職後にすることは禁止される訳ですが、そういう方が実際に退職した後そういうところに務めているか務めていないかということは確認ができます。その中身を報告する訳ではありません。

7 熊谷 最後ですが、下の 9 ですね。職員の研修および勤務成績に勤務評定が削られた訳ですが、営業をやっていない業種ですので大変勤務評定っていうのは難しい判断だらうと思う訳ですが、条例改正のなかでこれを外した理由、そして今後職員の研修の状況というふうに変まっている訳ですが、具体的にどのような方向でこれを適応していくかを答えていただきたい。

総務課長 まず1点目のほうですけれども、勤務成績の評定を削る理由です。勤務評定については設楽町は従来から勤務評定を行ってきました。24年から人事評価を導入して勤務評定書というのを止めました。いわゆる、勤務評定書から人事評価に切り替えています。しかし、今度の地方公務員法の改正は全国の自治体全て勤務評定書ではなく、人事評価でやりなさいと法律が改正されていますので不要となった勤務成績の評定という表現を削って、第2号で人事評価の状況を規定したものであります。2点目の研修についてであります。人事行政の運営の公表の中に、人件費の状況とか職員給与費の状況とか、この条例の中で定められている公表しなければならない事項があります。その中に第9号で職員の研修の状況という項目もありますので、それに基づいて職員の研修について文言の中で公表しています。ですから具体的にどういう人がどういう研修に行ったとかそういうことは書いてないですけど、主な職員の研修について状況の公表の項目の中で実際に載せています。

議長 ほかにありませんか。

4 夏目 附則の方の第2条については説明がなかったので再確認しますが、今の説明の中で附則の方の第2条では人事評価とあるのは勤務成績の評定、そして8号の規定は適用しないとなっておりますので、27年度中の勤務評定のことは字句のほうで人事評定をそのまま勤務評定として、そしてなおかつ退職の規定は適応しないということです。これは法律とまるまる一緒というふうに解釈してよろしいでしょうか。そのへんを確認します。

総務課長 法律の適応が28年4月1日ですので当然ながら27年度については適応外ということです。

5 金田 ちょっと詳しいところまでになってしまいますが、人事評価制度については色々問題点はあると思いますが、念のためお聞きします。自己評価もありましたよね。それ以外にはイメージではない具体的な客観的な評価になるようなものはありますか。

総務課長 人事評価については、それぞれの課に組織目標がありますので、それを受けて個人個人が自分の職務の業績評価というか目標を立ててそれがどのように達成できたかという業績評価シートがあります。もう1点は職員として日常の職務および生活の中で関わってくる職員としての姿勢行動評価という2つの評価項目でもってそれぞれ別々にシートがありましてそれを適応しますが、まず個人が目標をたてて上司が面談をしてその目標を1年間達成できるようにやっという共通認識のもとで行って行く訳ですが、最終的に自己評価に対して、評価者、いわゆる第1次評価者についてはそれぞれの担当課長でありますのでその人が評価基準に基づいて評価しています。姿勢行動評価のほうも年度の最初はないですが、最終的に個人が自己評価をしてその評価に対して所属長がそれぞれ評価を行っていくものであります。公平にということとは当然のことですので、やはり日常の中で上司が気づいたことについてはできるかぎりメモに残して

適切に職員に対して指導できるような形を常日頃心がけていかないと、思いつきで評価する訳にはいかないので1年を通してその職員のあり方をみて最終的に所属長が評価していきます。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第4号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第4号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第13、議案第5号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1号の規定により別紙の通り提出する。平成28年3月2日提出設楽町長横山光明。地方公務員法の一部改正と学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正をするものでございます。2枚ほどはねていただきますと新旧対照表がございます。そちらのほうを御覧いただければと思います。設楽町職員の勤務時間休暇等に関する条例の新旧対照表でございますけども、ここに地方公務員法の改正によりまして条の改正がございます。今まで24条の6項であったものが、24条の5号になりましたので、その対象で変わってくるという内容のものと、8条の3で育児または介護を行う職員の早出遅出勤務につきまして、今までは小学校に就学している子という規定でございましたけども、これに義務教育学校の前期過程、および特別支援学校の小学校に就学している子というものを追加するという内容でございます。次に設楽町職員の育児休業等に関する条例、めくって頂きまして設楽町職員の特殊勤務手当に関する条例につきましては、先ほど言いました地方公務員法の項の繰り上げによりまして第24条第6項が第24条5項に変わるということで条例の方も変えさせて頂くという内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 小学校義務教育学校の前期課程というのはどういうのを指しますか。

教育課長 昨今学校に行けない子供がフリースクールとかそういったところも正式に教育の一環であるということを確認するようになりましたので、その12歳までのことを言っています。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第5号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第5号を総務建設委員会に付託をします。

---

議長 日程第14、議案第6号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から 日程第16、議案第8号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。議案第7号「設楽町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。次に議案第8号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。この件につきましては人事院勧告に伴いまして、一般職の職員の給料に関する法律の一部改正によりまして、給料月額、あるいは期末勤勉手当の支給割合等が改正されましたので条例を改正するもの。あるいは人事院勧告に伴いまして特別職と議員の皆さんの報酬等につきまして期末手当等の改正をあわせて行うという内容の条例改正でございます。以上簡単ですが説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長の方から説明を致します。

総務課長 それでは3本の条例であります。職員の給与の条例をめぐっていただくと、給与表がついています。その次に新旧対照表がついていますので、そちらのほうを見て頂きたいと思います。全協で説明しましたように27年度にかかる物と28年度にかかる物がありますので、第1条、第2条という形で2段階で改正していくものであります。まず第2条の職員の給与に関する条例の第1条、27年度についてですが、勤勉手当の支給割合にかかる改正規定であって法律の改正前は、昨年3月、条例改正によって6月と12月の勤勉手当は同一に改正されています。本年度の人事院勧告に基づく法改正により、6月については従来のままで、12月は100分の75に0.1か月を加算して、100分の85に改めるものであ

ります。第 21 条の第 2 号ですが、これは再任用にかかる規定で正規職員と同じ考え方で 12 月の勤勉手当に 0.05 か月を加算して 100 分の 40 に改めるものであります。次に付属の第 16 項ですがこの規定は附則の 12 項で規定している、平成 30 年 3 月 31 日までの経過期間における勤勉手当の算定方法を定めたもので、法律の改正に基づきまして平成 30 年 3 月 31 日まで減額率 1.5 パーセントと決められている訳ですがそれを圧縮する算出割合として 12 月の数値 100 分の 1.125 から 100 分の 1.275 に改正し、また、勤勉手当の支給割合の改正と同様に、裏側になります。12 月の支給割合を 100 分の 85 に改めるものです。具体的に申し上げますと、本庁の場合は 55 歳以上の 6 級の課長級の場合は現在 30 年 3 月 31 日まで 1.5 パーセントを減額して支給しています。その額が最低号級、最低号級というと 6 級の 1 級ですね。1 番低いところに達していないので、実際の勤勉手当の算出についてはこの 16 項の括弧の中に記載しています給料月額に約束加算を加えた額に支出割合を乗じてそれから 1.5 パーセントを減ずるという規定で、実際の規定はこの括弧内の条文を適応しています。続いて別表 1 から 4 まで行政職 1、行政職 2、医療職 1、医療職 3、全て全文改正であります。全協でも説明しましたように、法律における給料表に基づき月額 2500 円から 1100 円の幅で今回引き上げています。なお、行政職給料表 1 については 4 級、主任主査ですけど、主任主査以上は一律 1100 円であります。続いて新旧対処法の方をめぐって頂いて、今度は第 2 条分って言うのがある訳ですけど第 2 条分って言うのは 28 年 4 月 1 日からの適用の分です。第 1 条については条項ずれの改正であります。第 5 条の第 1 項ですが、地方公務員法の改正に基づいて、給与に関する条例に規定するものとして、等級別基準職務法というものが、第 2 項として新たに追加される事による改正で、設楽町の場合は従来から級別職務分類表というのを別表として規定していますので、今回法律においてこれを条例で定めなければならないという法律に改正されたことによって、全ての自治体が今までは規則でこれを載せていたものを条例で載せるという改正であります。名称も等級別基準職務表に改めるものであります。第 6 条の第 3 項ですが、前段部分は勤務成績を評価する 1 年間の期間について規則で定める規定でありまして、後段は 1 月 1 日の昇給日までの 1 年間において、懲戒処分、又はそれに準ずる処分を受けた時は適正に人事評価に反映するという事を規定した物であります。第 6 条第 4 項、第 5 項、この 2 つについては、第 3 項に人事評価にかかる後段部分を規定した事による物で前段及び後段かかる規定を分けて規定し、1 年間の全部を良好な成績で、さらに懲戒処分等を受けなかった職員に適用するという規定であります。第 4 項は 55 歳以下、第 5 項は 55 歳を超える職員について適用します。第 20 条の 3、第 2 項期末手当の条文ですが、行政不服審査法の全文改正に伴う条文の改正で改正前の審査請求及び異議申し立ての期間の条文が第 18 条第 1 項の審査請求期間に改まった事による改正です。ちなみに請求期間は、処分の日の翌日から 60 日以内でしたのが 3 か月に延長しています。第 21 条第 1 項の勤勉手当ですが、これも地



方公務員法の改正に伴い平成 28 年度の人事評価の結果を給料に反映する事が求められていますので、勤勉手当の支給については直近の人事評価結果に基づいて支給することを明確に規定したものです。21 条の第 2 項第 1 号ですが、先ほどの第 1 条の方で勤勉手当を 100 分の 85 に改正しています。従来のは 100 分の 75 ですので、合算して年間 100 分の 160 になりますので、これを 1 年で平準化するために、6 月、12 月は共に 100 分の 80 に改めるものです。2 項第 2 号は再任用にかかる規定で同様の考え方であります。附則の第 16 項は第 1 条で説明した内容と同じであります。続いて別表ですが別表の従来級別職分類表といていたものを、名称を、等級別基準職務表に改め、それに伴って別表中の職務の級を等級に、職務の内容を基準となる職務に改めるものであります。附則は施行期日は 28 年 4 月 1 日ですが、第 2 条の改正規定は 28 年 4 月 1 日であります。第 2 項ですが、給与及び勤勉手当の支給割合を 0.1 か月引き上げる規定は 27 年 4 月 1 日に遡及して適用して、平成 27 年度予算で執行します。第 3 項ですが、21 条第 1 項の直近の人事評価を勤勉手当に適用するという規定は 29 年 6 月に支給する勤勉手当から適用して、28 年度分については改正前の規定で支給するものであります。第 4 項ですが、既に給料及び 6 月期 12 月期において勤勉手当が支給されていますので、今まで改正前に支給された分は今回の改正で平成 27 年度に支給すべき額の内払いとする規定であります。

続いて議案第 7 号の特別職についてですが、これも第 1 条、第 2 条、27 年分 28 年分に分けて改正しています。第 4 条の第 2 項のただし書きですが、これは 3 役の期末手当の割合にかかる条文でありまして、職員の手当て割合に対する読替規定としてあります。従来のは 12 月には 100 分の 162.5 に対しまして 0.05 か月加算して 100 分の 167.5 に改めるもので年間の支給額は 3.15 か月となります。28 年分の第 2 条ですが、これは先ほどの職員と一緒にあります。6 月期を 100 分の 150 にして、12 月を 100 分の 165 に改める物で、年間の支給割合は 3.15 か月で増減はありません。附則第 1 項は施行日で、第 2 項は 4 月 1 日に遡及して適用するもの、それから第 3 項は先ほどの職員の給料と一緒に内払いと言う概念での規定であります。

続いて第 3 本目の今度は議会議員の関係であります。この改正条例も 27 年度、28 年度の 2 段階に分けて改正するものであります。新旧対照表を見て頂いて 6 条第 2 項のただし書きは、先ほどの特別職と同様で職員の手当て割合を読替規定として規定している物でありますので 12 月期の 100 分の 162.5 に 0.05 か月加算して 100 分の 167.5 に改めるものです。年間には特別職と同様 3.15 か月です。28 年度分の第 2 条についても先ほどと同様で読み替え規定として 6 月は 100 分の 150、12 月は 100 分の 165 に改めるもので、支給割合は増減ありません。附則については特別職と同様の改正であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑・採決は、1 件ごとに行います。議案第 6 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を

行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第7号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第8号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 17、議案第 9 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 9 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。新たな非常勤特別職の設置と調理員の報酬額の改定および北設情報ネットワーク事務員の廃止に伴う改正を行うものでございます。一枚はねて頂きますと改正の条文の案が添付してございます。今申し上げましたように中ほどでございますけれども、行政不服審査委員会の委員、それから地域創生アドバイザーを新たに特別職として載せたいと思いますのでその報酬として行政不服審査委員会の委員については 6500 円、地域創生アドバイザーについては 3 万円以内と規定を加えさせていただきます。その下でございます、調理員の項の報酬の額の欄中 13 万 6000 円以内を 15 万 3000 円以内にとということでございます。これについては非常勤の特別職の調理員の報酬額を 13 万 6000 円から 15 万 3000 円以内に改正をさせていただきますという内容でございます。その下でございます、北設情報ネットワークの事務員でございますけれども、北設情報ネットワークの事務処理が 4 月 1 日から北設広域事務組合の方に移管されますのでこの事務員の欄を削除するという内容でございます。条例につきましては平成 28 年 4 月 1 日から施行をしたいという内容でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 9 号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 調理員の報酬引き上げの根拠というか計算をどういうふうにされてこうなっているのか説明してください。

総務課長 今回 15 万 3000 円に引き上げた積算根拠ではありますが、現在調理員再任用の職員が 3 名ほどいますので、その再任用の給料月額を基準にして、ただ嘱託の調理員の場合は勤務時間が 29 時間ですので正規の職員の 38 時間 45 分に対して按分率でかけて計算しています。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第 9 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 9 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 18、議案第 10 号「設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補

償等に関する条例の一部を改正する条例について」と日程第 19、議案第 11 号「設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 10 号「設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別所のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。議案第 11 号「設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。両議案につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、消防団員あるいは共済組合の組合員であったものに対して行う年金たる補償及び休業補償にかかる支給額の調整率の改正が必要でございますので条例改正をお願いするものでございます。詳細につきましては担当課長の方から説明を致します。

総務課長 それでは一括してですが、いま副町長の方から提案説明があった内容ですが、今回この条例については一元化法の施行と地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い傷病補償年金、障害厚生年金、遺族補償年金等の年金たる補償について当該補償の受給権者に同一の事由により厚生年金保険法、国民年金保険法等、他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に必要な調整を行うということであります。新旧対照表のほうを見て頂くと、その第 5 条の表の中でそれぞれ 0.75 が 0.73 という形で調整率の数字が改正されていますがこれについては、政令で定められた数字を条例の中で規定しているものであります。具体的に申し上げますと、この左側の欄に書かれてあります年金たる補償に応じて中ほどの欄に法律に基づき年金給付がされる場合、年金たる補償の年額に右の欄の調整率を乗じて得た額とするということで、いわゆる 2 重に支給がされないようにこちらの公務災害の方の条例でもって調整率をかけているものであります。附則の第 5 条第 2 項についても前の別表と同様の考え方による改正でありまして、こちらは休業補償の場合で休業補償の額は同一の事由について調整する必要があるため、左の年金たる給付の種類に応じて休業補償額に右の欄の調整率を乗じて得た額を規定しています。年金の区分も調整率を全面的に改正するものであります。施行期日は公布日からであります。経過措置は第 2 項で定められていますが実際にこの条文については政令から持ってきている条文でありまして、非常に長い 1 文で 1 ページ分の経過措置であります。ここに書いてある表現については政令から持ってきていますので間違いはありませんが、こ

れをかみ砕くのが非常に困難でありまして、わからないような説明になりますが、かみ砕きますと、改正前の国家公務員法共済組合法による職域加算額、改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額の受給権者が同一の支給事由によって平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金、もしくは遺族厚生年金、24年一元化法附則の第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち障害共済年金、もしくは遺族共済年金、又は、24年一元化法附則第65条第1項により地方公務員共済組合が支給する年金である給付のうち、障害共済年金もしくは、遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間この改正後の新条例附則第5条第1項の規定は適用しないということで当分の間この部分については職域加算額というのは実際には廃止されていますので適用除外としてのもを経過措置で設けたものと解されます。

続きまして次の議案ですが消防団員についてですが、これも今の議会それから非常勤特別職と同様の法律の下、同様の考えで改正されていますのでこれも法律と政令に基づいて改正しています。第26条新旧対照表の方ですが第26条については行政不服審査法の全面改正に基づいて審査請求に一元化されたための語句の改正であります。附則の第5条第1項から第6項についてはそれぞれ今の審査請求に改正する字句の改正と第5条の表の改正については先の議会議員、それから非常勤特別職と同様に他の法律より給付との調整を規定している内容であります。それぞれのものについて所定の改正が行われていますので、政令に基づいて今回条例を改正させて頂いております。第5条の第5項については先ほどの条例と同様休業補償について規定したものであります。第6項については旧船員保険法、それから旧厚生年金保険法及び旧国民年金法による障害年金について所定の調整率を改正するものであります。

続きまして、2本立ての条例でありますので2本目の設楽町消防団員等公務災害補償審査会に関する条例についてであります。第2条は所掌事務で行政不服審査法の改正に基づいて審査請求に一元化されたための改正であります。附則の第1項は施行期日であります。第2項の経過措置で最初の消防団員等公務災害補償条例の規定については、施行日後に支給すべき障害とか死亡というような事由が生じた場合の年金たる損害補償及び休業補償、それから施行日前にそのような状態が生じたが、施行日後において損害補償が適用されるような場合については施行日以後の期間にかかる損害補償について適用している規定でありまして施行日より前に起きた事由とか施行日前の起案については改正前の条例を適用するための従前の例とする経過措置の規定であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第10号「設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

6 高森 新旧対照表を見ると率が減ったり増えたりしているのが結構あるのですが、

改正によって手当が厚くなるのか薄くなるのかそのへんの変化はどうでしょうか。

総務課長 上がったたり下がったりするものも確かにあると思いますが、あくまでもこれは他の法令との調整で行っているものでありますのでその根拠は先ほど申し上げましたように一元化法とそれから地方公務員災害補償例、政令に基づいて規定されている調整率を条例で定めたものですので特に条例としての他意はございません。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第 10 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 10 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 議案第 11 号「設楽町消防団員等公務災害補償条例及び設楽町消防団員等公務災害補償審査会設置に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 11 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 11 号を総務建設委員会に付託します。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13 時まで休憩と致します。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 日程第 20、議案第 12 号「設楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 12 号「設楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」設楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。改正後の行政不服審査法の施行に伴う所要の改正を致すものでございます。詳細につきましては担当課長の方から説明を致します。

財政課長 新旧対照表の方を御覧ください。先ほど副町長が申し上げたとおり行政不服審査法、先ほどの第 2 号議案 3 号議案の内容と同じようなものになります。固

定資産評価審査委員会条例は基本的には地方税法に基づくものでありますが、その中に審査の申し出等の関係で行政不服審査法が絡んでまいりましてそちらの改正に伴う条例の改正となっております。まず第4条2項、3項であります。これも審査法の改正に伴う字句の追加及び号の追加になります。それから第6項につきましても審査法の関係で条項が追加になるものであります。第6条の第2項、次のページになりますが、こちらに書いてある電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合と言うことですが簡単に言いますと、町長のほうが審査会に対して弁明書を提出することになるのですが、この弁明書を書面じゃなくてインターネットのようなものを活用して審査会のほうに弁明書を提出できるという内容であります。次3項の方は審査法の改正によりましてただし書きを削るものであります。以下5項、それから11条のほうにつきましても、行政不服審査法の改正によりまして項の追加、号の追加という内容になっております。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第12号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第12号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第12号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第21、議案第13号「設楽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第13号「設楽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。公有財産のうち、普通財産につきましては交換や売り払いができますけども、相手が有利な条件で交換や買い受けをできる場合の条件をこの条例で規定を致しております。第3条につきましては無償譲渡または減額譲渡の規定でございます。ここに1号を加えます。設楽町宅地分譲要綱に定める分譲する宅地、というのは町が所有しております折地6区画、小木山3区画、中島1区画、西貝津2区画の計12区画でございます。この12区画に限り中学生以下の子供がある方、または配偶者があってその配偶者との合計年齢が80歳未満の夫婦につきましては坪1万円で販売し若者の移住定住対策を強力に推し進めていきたいという内容のものでございます。これに加えて、ここ数年設楽町を離れ所有している土地の有効活用ができずに困っている方々から、町への寄附の

話が時々出てまいります。こうしたことから、設楽町に寄附された土地なども移住定住者に譲渡し、移住定住を進めやすくしていくことも町の活性化の大きな力になると思いますので、これを規定する条文を加えるものでございます。施行につきましては平成28年4月1日からと致したいと思います。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 まず1点ですけれども、設楽町宅地分譲要綱に載っている土地の分譲価格というのは6万円とか8万円とか11万円というふうに伺っておりますけど、それを1万円にするということで、税金の投入に等しい相手に有利な条件を提供するというので、この運用については慎重にしなければならないと思っているのです。まず1点目に、従来買った人たちは6万円とか8万円で買っている訳なので、そのこのへんの公平性をどういうふうに既に取得した人に理解してもらおうかということについて伺います。

それから2点目ですが宅地分譲要綱には、営業等には使わせないというふうになっております。そうなってきますと、ここの4項の中で移住定住対策の他に、雇用機会の創出、社会福祉の増進、産業の振興、こういうことでもこの条項を適用するのだということになります。実際具体的にこの場合はどういうことを考えて想定されているのかと、いう点をお尋ねいたします。

副町長 今、田中議員が言われたとおり、公平性の問題は私らも非常に気にかかるところでございます。買った当初からいろんな形で住宅の販売促進をしてきておりますけれども、いわば塩漬け状態になっておるものでございます。最近、地方創生、地域の活性化の話が出てきまして若者の移住定住を図っていかないとこれから設楽町がますます活力が失われ、人口が極端に減っていくという状況になってきておりますので、その点も含め総合的に判断しながら宅地の土地の解消、あるいは地域の活性化を含めてこうした政策を打ったものでございます。今、御指摘のようにこの条例につきましては普通財産でございますけど、安価で提供することがございますので、この条例に載せながら議会の議決を経て販売をしていくというようなことにしていきたいと思っております。それから営業の件につきましては分譲要綱の方で住宅と言いますか移住定住を主な主眼においておりますのでそういうことを含めて、住宅用地として提供する訳ですけども、店舗兼住宅というのもこの中に謳われておりますので雇用促進の中で起業される方についても住宅が主でございますけども、そういう併用住宅についても可能であるというような規定をさせていただいております。

10 田中 後段の点についてのお答えですけども、営業用には宅地を譲渡しなくて、あくまでも居住用という建前になっているのですが、そうすると宅地分譲要綱というのを書き換えるわけですね。その点を1つ質問したい。それから具体的に答えて頂けませんが雇用機会の創出、例えば何か起業して人を雇うという場合の人に対しては、宅地を提供してそれでそこで雇用が発生する事業をやってください



というふうになるのでしょうか。そういう具体的な質問をお願いしたいのですが。

副町長 宅地分譲要綱の方を御存知かと思えますけども、その中に先ほど言いました店舗兼用住宅を建築できるというような規定を前々から入っております。それから雇用の機会の創造でございますけども、先ほど言いましたように、基本的には移住定住を主眼にしておりますので、住宅ということ基本においていきたいと思えます。起業については、まだこの分譲以外に、空き家対策も含めて考えておりますので、そちらのほうも活用しながら起業の方々に色んな面でサポートできるような体制もとっていきたいと考えております。

10 田中 これでするので指摘をするだけに留めたいと思うのですが、そうすると、雇用機会の創出、社会福祉の増進、産業の振興というのは、これは付け足したということで、他意はないというか定住以外のことは考えていないというふうに受け取りましたが、そしたらこれは削った方がわかりやすいのではないかなと思えますが。

財政課長 今田中議員のおっしゃられた部分については、宅地分譲要綱で分譲する宅地という方ではなくて、個人または法人から寄附を受けた普通財産、例えば山林とか畑だとか、そういうことも十分にありますので、そちらの部分について林業だとか農業だとか、広い土地でしたら社会福祉施設だとかそちらのほうでということによってそういう意味でこの文章をいれてあります。

4 夏目 ただいまの関連でお聞きします。さきほど寄附を受けた個人又は法人からの普通財産というふうに書いてございますので、それについての現在のストック、ようするに町外に移った方で管理ができない方が町の方へ寄附される訳ですけども、そういうふうなストックがどの程度あるのかそのへんをちょっと確認だけお願いします。

総務課長 長い年数の部分ではないですけど、27年度においては津具の地区で1件、宅地、家屋を撤去された後更地の部分で町の方へ寄附して頂きました。1件です。

副町長 皆さん方御存知かと思えますけども、相続税法が改正されて基礎控除が今まで5000万が3000万、1人あたり800万が600万に変わってきております。そうするとこれからある程度財産持っている方につきましては田舎に土地を持っていることが非常に重荷になってくるというような状況がありますので、寄付行為というのはこれから山も含めてかなり出てくるものだと思っておりますので、そういうことも含めてこの要綱の改正をさせて頂きたいということでございます。

5 金田 今の色々な御答弁の中から疑問に思った事がありますので聞かせて頂きます。まず寄附されたところのストックについては、今お話がありましたけれども、使用付土地で具体的に対照としているのはこの前の説明のときには、もとの特養のあったところの残っている土地っていうふうには伺ったんですが、その他にも具体的にはどこにどんな土地がありますかっていうことをお聞きします。それから副町長の答弁の中に、最近地方創生に絡んで出てきたっていうふうにおっしゃい

ましたが最近とはいつからこれを検討されていたのかって事をお聞きします。3つ目は市場調査とかどのくらいの需要があると見込んでマーケティングをなさったのかということ伺います。

副町長 何回かお話をさせて頂いているかと思いますが、今、公共施設の管理計画を立てておまして、その中で設楽町有財産でありながらうまく使われていない土地っていうのはかなりたくさん出ております。それでその管理計画の中で、スクラップアンドビルド、それからまた売却も含めてそんなことも考えていきたいなと思っております。それからいつからという話でございますけれども相続税法が変わったのが1年前かと思っておりますけれども、そういうことも含めて管理計画の樹立もございましてそういうトータルな事を含めてここ何年かの間にそういう下地をつくってきたということでございます。それから市場のマーケティング調査ですけれどもなかなかそういう専門の職員がございませんので、どのくらいの需要があるっていうのがよくわからないのですが、何もない状態でそういう需要があったときに対応できないということもございまして、ある程度その間口を広げながら、自分たちも寄附というか安く、皆さん方がここに定住できるような形をとっていききたいと思っておりますので、まだ先ほど総務課長が言ったように寄附については1件でございますけれども、たとえばですね、山林なんか非常に重荷になってきている部分がありますので、そういうものを設楽町で受けて、これちょっと私見が入っていますので、山林の樹種転換をしながら保水力のあるような山を作っていくたり、管理が行き届くような山林を作っていくということも必要な施策の1つだと思いますので、そういうことも含めて際限なく寄附を受けるといったことではないですけれども、そんなことも含めながらトータルでいろいろな事を考えていききたいと思っております。

5 金田 今、山林のこともできましたので、どのような全体計画の中で、1年だけ突然出てきたっていうふうに住民としては感じるもので、どういう全体構想の中でこれが出てきているのかっていうのをわかるようにして広報して頂きたいというお願いがひとつです。それからこの前、全協の時に5年間の時限っていうようなお話が出ていたような気がしますけれどもそれは違いますか。これは500万円の補助の事が5年間の時限ということですか。そこのところちょっとはっきりお願いします。

副町長 全体構想という話もございましたけれども、まだ寄附を受けたものが1件でございますので、先ほど言いましたように何でも全てが受け入れると言う状態ではございませんけれども、そのへんも含めて1年で何百ヘクタールも出てくるわけでもございませんので、寄附の受付の状況を見ながら適切な寄附の受け方というのを考えていききたいと思っております。それから5年という話でございますけれども、要綱が33年2月までの建物についての200万円の建物助成の要綱でございましたので、今回300万円を追加するものにつきましては、その要綱にプラスして若者移住定住対策ということで33年の2月までに建てられた方に適用するという事で、指摘にあったように、5年という期限を区切っております。

6 高森 移住定住ですからやっぱり2年3年住んでもらうということが大切なので、無償譲渡または減額譲渡に関しては、やっぱり3年とか定住しているっていう条件付けがあったほうが良いかなという気がしましたがそれはどうでしょうか。

副町長 2040年、60年まで3000人という設楽町の人口を想定している訳ですけども、短いスパンで大きなお金が動く訳ですけども、長期的に移住定住を受け入れていかなければならないということは十分承知しておりますけども、今回そういうことも含めて長期的な展望の施策ももう少し考えていきたいと、町長先ほど言いましたけども、企画ダム対策室の中に移住定住の専門の部署を置きながらこれからしっかり考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長 これで質疑を終わります。議案第13号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第13号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第22、議案第14号「設楽町財産区管理会条例及び設楽町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第14号「設楽町財産区管理会条例及び設楽町特別会計条例の一部を改正する条例について」設楽町財産区管理会条例及び設楽町特別会計条例の一部を改正する条例地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。神田平山財産区の解散に伴う同管理会及び同特別会計の廃止、並びに公共下水道特別会計の設置に伴う改正を行うものでございます。2枚ほどはねて頂きまして新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思ひます。まず設楽町財産区管理会条例でございます。先ほど言ひましたように神田平山財産区と神田平山財産区管理会、この号を削るという内容でございます。それから設楽町特別会計条例の方でございますけど公共下水道特別会計、来年から会計を特別会計で処理していきたいと思ひますので公共下水道特別会計を1号設けるという内容。それから情報ネットワーク特別会計につきましては北設広域事務組合のほうに事務が移管されますのでその特別会計の内容につきまして削除するという内容です。それから神田平山財産区につきましても特別会計を削除するという内容の条例改正を致したいと思ひます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第14号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 14 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 23、議案第 15 号「設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 15 号「設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について」設楽町運営基金条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。田口簡易水道、田口第 2 簡易水道、松戸飲料水供給施設を統合することに伴う運営基金の名称の変更でございます。2 枚ほどはねて頂きまして新旧対照表がございます。改正前のほうに田口簡易水道、田口第 2 簡易水道運営基金、松戸飲料水供給施設運営基金、この 3 本を 1 つにまとめまして、簡易水道運営基金としたいという内容。それから運営基金の処理につきましても 3 本のを簡易水道という名前で 1 つのくりにしたいという内容でございます。もう 1 枚めくって頂きますと、基金の費用の充当についての規定がございますけども、それにつきましても田口簡易水道、田口第 2 簡水、松戸飲料水供給施設運営基金につきまして簡易水道という運営基金に直すと言う内容と、田口簡易水道排水施設、田口第 2 簡易水道排水施設及び松戸飲料水供給施設送水施設の修繕及び増設に要する費用に基金の一部を充てることができるという内容で前の田口簡水、田口第 2 簡水、松戸飲料水供給施設を統合した事による字句の改正をさせていただくという内容のものでございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 15 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 15 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 15 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 24、議案第 16 号「設楽町神田平山財産区財政調整基金条例を廃止する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 16 号「設楽町神田平山財産区財政調整基金条例を廃止する条例について」設楽町神田平山財産区財政調整基金条例を廃止する条例を地方自治法第 96

条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。一枚めくって頂きますと、神田平山財産区の財政調整基金条例は廃止するという廃止条例の条例文を載せさせていただいております。先ほども何回か説明しておりますけども、神田平山財産区がなくなりますので財政調整基金条例につきましても廃止するという規定を載せた条例を制定するものでございます。この条例は平成28年4月1日から施行すると言う内容でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第16号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第16号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、議案第17号「設楽町保育所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第17号「設楽町保育所条例の一部を改正する条例について」設楽町保育所条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。これにつきましては保育所条例の中に名倉の保育園の場所の規定がございます。新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思っております。名倉保育園につきましては今まで東納庫字丸根2番地で行っていましたが、新しい保育園ができて4月1日から開園する訳ですけどもその場所が2番地6となりますので、保育園の位置を変えるという条例改正を提出させて頂くものでございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第17号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第17号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 26、議案第 18 号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 18 号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。学校教育法の一部改正に伴う所要の改正でございます。詳細につきましては担当課長の方から説明を致します。

町民課長 新旧対照表を御覧ください。学校教育法の改正によりまして義務教育学校が追加されましたのでその条文を改めるものでございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 18 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 18 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 18 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 27、議案第 19 号「設楽町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 19 号「設楽町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について」設楽町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級所持者の医療費助成を拡大するための改正を行うものでございます。詳細につきましては担当課長から説明いたします。

町民課長 後の新旧対照表を御覧ください。まず 2 条で精神障害者の定義を変えておりますがこれは裏にあります 6 条のところでは 1 級、2 級の精神障害者について別に規定いたしましたので定義を変えたものでございます。この 2 条の改正によりこの条例の対象者を変更するものではございません。この 6 条の方で支給の範囲を変えております。変える範囲が読み取りにくいと思いますので、変わる効果について申し上げます。現在まで支給されておりますのは、精神障害の方の通院、入院でございました。それにつきまして 1, 2 級の方の全疾患の通院、全疾患の入院を追加して拡大するものでございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 19 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 19 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 19 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 28、議案第 20 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 20 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。詳細につきましては担当課長の方から説明を致します。

町民課長 説明欄にございますように大きく 2 つの改正でございます。一部負担金の減免等の条文の追加、国民健康保険法、施行令の改正に伴います国民健康保険料の賦課限度額の減額と所得判定基準の改正でございます。詳しくは新旧対照表により御説明致します。まず第 7 条です。7 条は国民健康保険法、第 44 条第 1 項に規定する一部負担金の減額、免除、猶予の規定がございましたので、それを追加し可能とするものでございます。次に 8 条の部分につきましては 7 条を追加した事による文言の変更でございます。次に、次のページにいて頂きまして賦課限度額の改正でございます。そちらでは 1 番上の 21 条のところでは 52 万から 54 万というように、金額を変えておりますが 21 条の部分、21 条の 12 の部分につきましては賦課限度額、上限額を上げるものでございます。

続きまして 33 条より以下でございますが、こちらの改正につきましては保険料の減額ということを行っておりますが、その算定の基準を変えるものでございます。33 条の(1)が略となっておりますがここは 7 割軽減の規定でございます。ここは変更ございません。(2)のところ、1 番下いきますと 10 分の 5 を乗じて得た額という記載がございます。これは 10 分の 5 減額をしている規定でございます。

続きまして(3)、1 番下に行きますと、ア、イの部分の後段部分に 10 分の 2 というところがございまして、2 割軽減を行っているという規定でございます。そのいずれにつきましても(2)につきましても 26 万円を 26.5 万円というふう基準額をあげますので、結果減額される方が増えます。続きまして(3)につきましても 47 万円を 48 万円に上げますので、上がったことによりこの軽減を受け

の方が増えるという結果になります。1枚めくって頂きまして4、5の部分につきましましては、先ほどの金額を変えた事により適用される後期高齢者の支援金賦課額それと介護納付金賦課額の賦課の規定を読み替えるものでございます。

副町長 議案の条例の文言が違っておりまして、設楽町国民健康条例その下も同様でございますけれども、設楽町国民健康保険条例、という形で2字加えて頂きたいと思えます。大変失礼しました。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第20号の質疑を行います。質疑はありますか。

1 今泉 7条の、町長は特別な理由によるとかいてありますが、これ、特別のじゃないですか。それと44条の第1項で、収入の関係で不可抗力等に基づく事情変更による一時的短期的な収入喪失減少をいい、生活保護基準を下回る収入であることだけは特別な理由にあたらぬ、それならどのようなことが特別な理由にあたるのか、お答えお願いいたします。

町民課長 まず特別な理由は特別な理由でよろしいかと思えます。災害その他の事情によって著しく収入が減少した、そういうような事態を想定してこの条文が作られております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第20号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第20号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第29、議案第21号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第21号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。住宅につきまして今回26、27年度で杉平向住宅が完成致しましたので、この住宅を町営住宅条例の中に入れるという改正をするものでございます。杉平向住宅につきましては設楽町田口字杉平向1番地1ということで、条例の施行が28年4月1日から施行するという内容でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第21号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。



(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 21 号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

14 時まで休憩としたいと思います。

---

休憩 午後 1 時 48 分

再開 午後 2 時 00 分

議長 時間になりましたが、引き続き休憩を取りたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

14 時 20 分まで休憩としたいと思います。

---

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2 時 20 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長 大変お待たせして申し訳ございません。議案の中で少し今、説明している簡易水道につきまして、何本か出させていたideおりますけども、その中の名前の整合性がとれないということが、今、気がつきましたので、先ほど文教厚生委員会の方に付託をされました議案第 15 号の設楽町運営基金条例につきまして、正誤表で名前を変更させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

副町長 先ほど説明をさせていただきましたけども、田口簡易水道、それから田口第 2 簡易水道、松戸飲料水供給施設につきまして統合をするというような事を申し上げました。今、議案 22 号の方と、先ほど説明をしました 15 号の設楽町運営基金との整合性が取れなくなることがわかりましたので、今、お渡ししたように設楽町運営基金条例の一部について正誤表を出させていただきまして、下の 4 行を正の方に習性をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長 ただいまお配りしたように正誤表で訂正をと言うことですが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それではそのようによろしくお願ひをします。

議長 それでは日程第 30、議案第 22 号「設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例について」と日程第 31、議案第 23 号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 22 号「設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例について」、設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。議案第 23 号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」、設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。これにつきましては田口簡易水道、田口第 2 簡易水道、及び松戸飲料水供給施設この 3 つを統合することに伴いまして施設の名前、あるいは給水区域の変更、給水人口等の変更をしますのでございます。1 枚はねて頂きますと、条例の一部改正の条例案が載せさせていただいております。別表につきましてはそれぞれのエリアの給水区域が書かれております。田口簡易水道と、田口第 2 簡易水道、松戸飲料水供給施設の区域を、設楽町簡易水道施設ということで一括してここに載せさせていただいたという内容であります。それから、次に給水条例の一部改正の方でございますけども、1 枚はねて頂きますと給水人口、それから 1 日の最大給水量の規定がございます。これにつきましては、先ほどから申し上げております、田口簡水、田口第 2、松戸飲料水供給施設を設楽町簡易水道という形で給水人口と 1 日の最大給水量を合わせたものを記載をさせて頂くという内容でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。議案第 22 号「設楽町簡易水道等施設条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第 22 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 22 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 23 号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 23 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 23 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 32、議案第 24 号「設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例につ

いて」と日程第 33、議案第 25 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 24 号「設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。議案第 25 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」設楽町使用料条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。これにつきましては、神田の水泳プールと名倉のテニスコートを廃止することと致しましたので、それぞれ施設条例と使用料条例から神田の水泳プールと名倉のテニスコートの文面を除くという改正でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。議案第 24 号「設楽町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 24 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 24 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 25 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 25 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 25 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 34、議案第 26 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」から日程第 42、議案第 34 号「平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 26 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 9524 万 8000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 7748 万 3000 円とす

る。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

続きまして、議案第27号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」、平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3798万8000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第28号「平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めたところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3458万2000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第29号「平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)」、平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ603万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億292万8000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1票 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第30号「平成27年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第4号)」、平成27年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9411万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5466万9000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1票 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第31号「平成27年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)」、平成27年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出そ

それぞれ 1590 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5933 万 1000 円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 32 号「平成 27 年度設楽町津具診療所特別会計補正予算(第 2 号)」平成 27 年度設楽町津具診療所特別会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 33 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算第 4 号」平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 4 号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 65 万 6000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7494 万 8000 円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 34 号「平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第 1 号)」平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第 1 号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条 規定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ 179 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 365 万 4000 円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

戻っていただきまして一般会計の方から説明をしていきたいと思えます。まず 5 ページの方をお開きください。第 2 表、繰越明許費でございます。4 件の事業につきまして、繰越明許の手続きをとりまして次年度も予算執行を行うことと致します。6 ページ第 3 表、地方債の補正でございます。起債の目的の欄にあげております事業につきまして、事業量の確定等によりまして充当起債額の増減を致しております。次に歳出から説明を致します。補正予算第 5 号に関する説明書 11 ページをお開きください。各款に共通する事項と致しまして、増額につきましては人事院勧告に伴う人件費に関する補正、減額につきましては事業量の確定、あるいは支出実績による減額補正が主なものでありますので、これら以外のものについて説明をしていきたいと思えます。19 ページをお開きください。第 3 款民生費、第 1 項 1 目社会福祉総務費でございます。国の補正予算で年金生活者等、支援臨時福祉給付金、これにつきましては低所得、高齢者に対する給付金でございますが、これが支給されることになりまして 12 節で通知等のはがき代、給付金の振り込み手数料等の経費 35 万円、それから 20 ページにいきまして 13 節の委託料で給付金の管理システムの改修費 411 万 1000 円、19 節の負担金補助及び交

付金で給付金が 3039 万円、これを新規計上いたしまして繰越明許の措置を執りまして 28 年度に支給をすることと致します。28 節、繰出金につきましては国保特別会計で出産育児一時金及び財政安定化負担金について不足を生じるため、それぞれ 28 万円、328 万 5000 円を増額いたします。21 ページ 1 目 23 節償還金利息及び割引料につきましては保育緊急確保事業補助金の確定に依りまして国庫支出金への返還金の増額を致します。22 ページ第 4 款第 1 項にも 23 節償還金利息及び割引料で未熟児養育医療給費負担金の額の確定によりまして国庫支出金の返還が生じたので 3 万 8000 円の増額補正を致します。4 目環境衛生費、13 節委託料では、管きよ等の用地調査委託、17 節公有財産購入費で、敷地購入費が大きく減額しておりますけども、これにつきましては処理場の購入用地に関する遺跡調査の実施、あるいは用地購入を考えておりましたけども、地権者の 1 人が亡くなったこともあり買収スケジュールが大きく狂ったことから調査委託料の減額と用地購入費の減額を致します。24 ページ、農林水産業費から 34 ページ、教育費まで全ての款におきまして事業量の確定見込みにより減額補正を致しております。34 ページ 12 款第 1 項 1 目積立金におきましては、起債借入に対する償還金の後年度への財政運営への負担を減ずる方策の一つとして余剰額を減債基金に積み立てることと致しました。また、ふるさと寄附金、基金積立金につきましては給付金の事業用途の明確化ということで基金積立をすることと致しましたので増額をします。以上、本当に簡単でございますが概略の説明をさせていただきました。

続きまして議案の第 27 号の国民健康保険の特別会計補正予算でございます。今回の補正につきましては国、県又は共同事業交付金等の歳入額の確定に伴いまして、歳出で財源更正を行うのが補正の主な理由でございます。

28 号の介護保険の特別会計につきましては歳出のほうから説明を致しますので 5 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 款総務費及び第 2 款につきましては事業量の確定見込みにより減額の補正をいたします。第 4 款では国庫支出金について過年度分の返還金が発生いたしましたので増額補正をし、歳入で保険料や国、県支出金の確定数値に補正すると共に不足額を基金取り崩しで対応する補正を致します。

議案第 29 号後期高齢者医療保険特別会計でございます。歳出から説明いたしますので 4 ページの方をお開きいただきたいと思います。第 1 款で電算処理、あるいはシステム改修の委託の額の確定、あるいは第 2 款で広域連合納付金の額の確定によりまして減額補正を致しまして歳入で保険料及び一般会計繰入金を減額を致しております。

次に議案第 30 号簡易水道等特別会計補正予算でございます。3 ページにあります第 2 表の地方債の補正のとおり起債の額の変更を致しております。それから説明書の 4 ページの方をお開きいただきたいと思います。第 2 款第 1 項では田口簡水からからそれぞれの簡水で水道管の移設工事の事業量が確定してまいり

ましたので需用費、委託料、工事請負費の減額を致します。第3款施設整備費では名倉、津具簡水で管路付設等の事業量の確定により減額補正を致します。戻っていただきまして3ページですけども、歳出での事業費の減額に伴い一般会計の繰入金、雑入、町債の減額を致します。

議案第31号農業集落排水特別会計補正予算でございます。歳出から説明いたします。4ページをお開きいただきしたいと思います。第1款第1項1目12節、役務費で浄化槽の汚泥の引き抜き手数料の実績見込みによりまして減額を致します。当初中継ポンプや配水管の敷設を想定しておりましたけども県の砂防工事の中で移設工事を実施されましたので、全額減額を致します。3ページ、歳入では、加入者が想定より少なかったために分担金の減額と移設工事等がなくなったことによりまして、一般会計及び雑入の移設保障費の減額を行います。

議案第32号津具診療所特別会計でございます。これにつきましては歳出のみの補正で説明書の2ページでございます。第1款第1項1目で職員時間外手当と在宅酸素装置借上料を減額いたしまして、2款第1項1目で医薬材料費と臨床検査委託料の増額をする補正でございます。

続きまして議案第33号情報ネットワーク特別会計でございます。こちらにつきましては歳入から説明を致します。第1款第1項1目1節光ケーブル工事負担金、第2款第1項1目1節及び2節でネットワークの使用料、それから第4款1項1目1節光ケーブルの貸付収入につきまして実績見込にあわせて増額を致します。第5款1項1目一般会計繰入金及び第7款1項1節で設楽町、東栄町、豊根村の構成団体の負担金の減額を致します。2節、雑入でございます。雪害等による損害保険金や道路改良等によるケーブル移設補償費が確定してまいりましたので増額をし、歳出第1款で人事院勧告に基づく人件費補正。それから通信運搬費と消費税につきましては見込みより減額を致しております。また、2目のネットワーク維持管理費で財源の組み替えを致しております。

次に議案第34号津具財産区特別会計でございます。歳出から説明いたしますので4ページの方をお開きいただきしたいと思います。第3款第1項1目田原分収育林費、これにつきましては林道支障木の伐採につきまして伐採作業等の経費が必要でなくなったこと、あるいは支障木の収益につきましては伐採事業者から直接田原市に支払われたことによりまして、委託料、収益交付金を減額を致します。歳入につきましても同様の理由で財産売り払い収入の減額を致しております。以上、非常に簡単でございますけど、補正予算の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑・採決は、1件ごとに行います。議案第26号「平成27年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 2点お尋ねをします。1点はですね歳出の13、14ページで企画開発費の関係ですが、ここに木質バイオマスの関係の報償費ですとか、15ページのストーブ補助金ですね。これが予算から比べますと半分に減額をされております。それ

ぞれ理由はわかるのですが、今朝、町長が予算編成方針を述べられましたけどもその中でも木質バイオマスについては一言も触れられなかったということで少し意外に感じたんですが、この補正予算なんかを見ますとバイオマスエネルギーの開発と実用化、そういうものの姿勢が町としては後退したのかなあという感情を受けるのですがいかがかとお尋ねをします。

もう1点はですね最後の方であります、34ページ、減債基金の関係ですが、年間の収支を考えると1億7000万余の黒字が出るので基金に積み立てるという事があります。従来ですと財政調整基金に積み立てておったのですが、今回からは町長の施政方針にもありましたけど減債基金に積立をするのだと言うことであります。ここら辺の事情についてもう少し詳しくお尋ねするものであります。

副町長 バイオマスの利活用について後退しているのではないかというような御質問でございます。バイオマスエネルギーにつきましては調査研究をここ10年近くいろいろな形でやってきております。なかなか名案が出てこないというのが実状でございます。またなるべく利用していただくということでストーブの助成とかいろんなことをやっておりますけど、なかなか普及が進んでいかないというような状況でございます、調査費がかなり増えているのも事実でございます。今年も熱電併給の施設を見てきたり、いろいろな研究会を立ち上げながら民間の方々のお知恵も借りながらバイオマスについて研究をしてまいりました。先ほども言いましたようになかなか名案が出てこないということです。一番最初から高望みと言いますか高いところを望むとなかなかうまくいかないということもだんだんわかってきまして、供給の面で、材木の供給、チップあるいはバイオの関連の燃料の供給体制がなかなか整わないということもございまして、役場だけががんばってみても民間の事業者さん木材業者さんも含めて、トータルでバイオについては考えていかなければならないなということを思っております。なるべくこの前の民主党政権でありましたけども、どうしてトップランナーでなければいけないのと言うような話もありますけど設楽町も、全国のトップランナーというわけにはなかなかいかないというのは今までやってきたことの中から、なるべく早くですね、トップランナーになって一番最初にやったことに対するその利益を得て皆さん方に還元したいという思いはありますけどもなかなか上手くいかないというのが実状であります。今後も色々なバイオマスのことについて研究を続けていきたいと思っておりますけども、いつまでも調査研究、調査研究という段階では皆さん方に還元できないものですから、それも含めて、後退という意見もあるかもしれないけれども、もう少し地に足をつけながらこれから考えていかなければいけないなあというような気がしております。

それから減債基金の件でございますけれども、今まで財政調整基金の方に余った部分は積むというような形をとってまいりました。ですけども先ほどもちょっと話をさせていただきましたけども、33年の3月31日に現在の過疎地域の自立支援法が期限を迎える訳ですけどもその際に先ほどもちょっと申し上げました



けども人口減少が日本全国どこでも人口減少というような状況でその過疎債がそこからまだ残っていくかというのは非常に疑問の部分もありますので、なるべく後年度負担を残したくない、過疎債を借りたときについても3割部分は真水で返していく必要がございますので、今のうちから体力のあるうちに減債基金の方に積立ながら後年度の負担を少しでも軽くしていこうというようなことで減債基金の方に資金を積んでいくというような考えで、今回27年度、それから28年度当初予算にも盛り込んでおりますけども、そういう後年度に対する憂いを少しでもなくすと言うようなことで基金積立をしていきたいと思っております。

10 田中 減債基金の関係ですけども、財政調整基金は十分積み立てたと少し余裕ができたので今度は借金返済がんばろうというふうに理解してよろしいのか。マイナス金利の影響で地方債も金利が安くなっていくということになりますと、借りやすく返しやすくなるので減債基金をどこまでも積んでいくということではなくて、例えばバイオマス開発、活用なんかに財政を注ぎ込んでいけば良いのじゃないかなというふうに思います。

もう1点ですね、バイオマスはちょっと見通しがたちませんというお答えでありました。燃料をどういうふうに集めるのかという点が難問ということでもありますけども、少し私はわからないのですが、例えば今地方創生でまち・ひと・しごと総合戦略のなかで、毎年10世帯の移住を実現していくんだと。しかもですね、若者世代、子供がある若者世帯を10世帯、毎年毎年設楽町に招き入れて行くと、その仕事とバイオマスエネルギーの活用を具体化していく仕事とどっちが簡単なのですか。

副町長 まず金利の面でございますけども、今2、3日前に定期預金の利日を見ましたら、0.001ですかね。ほとんど金利がつかないという状況になっております。マイナス金利につきましても全ての預金者にマイナス金利という形ではなくて、銀行が一定額を信用を保証するために日本銀行の方に積んでいる分、その分以外のもについて一定額についてマイナス金利を適用するというような状況であります。それに基づきまして定期金利が落ちている訳ですけど、そのへんも含めて、なるべく金利がつくような積立をしていく訳ですけども確かにそういう状況ができてきているというのは事実でございます。

それから10世帯の移住とバイオとどっちの仕事が簡単だと言う話ですけども、わかりません。移住についてはこれから10世帯を目標にしておりますので強力に進めると言う形をしていかなければ設楽町全体の活力が急速に萎えていくということがございますので、それも力を注ぎたいですし、バイオについてもできる限りの力を注いでいきたいとは思いますが設楽町の役場の人員というのは限られておりますのでその中で有効配置をしながら重点的な政策を展開していきたいと思っておりますので、どちらが簡単かという話はよくわかりませんが、できる限りの体制を整えながら進めていきたいと思っております。

10 田中 私が考えるにバイオマスの方が簡単ですよ。副町長の言うこともわから

んではないですが、議会と意見交換しませんか。困難な状況をこちらもいろいろ知らせていただくと、こちらも議会の方も知恵を出すというような意見交換をぜひ実現して頂きたいと。

4 夏目 一般会計精算の3ページ歳入です。歳入が増えることについては喜ばしいことですが、ここにいたって補正予算の方に個人の滞納繰越分が171万円、法人の減年課税分が420万円、それと固定資産税の減年課税分が2460万ということで増えている訳ですが、この事情だけ説明してください。

財政課長 まず個人住民町民税の滞納繰越分につきましては、当初予想よりも東三河地方税滞納整理機構の方で差し押さえ等かなり実行いたしまして、その成果であります。次に法人税であります、やはりこれは景気の関係です。特に町内の事業者さん建設業さんをはじめとした事業者さんの法人税割の方が伸びております。それから固定資産税の方が、今年評価外の年でありまして前年の予算編成の折にかなり下落率を見ました。加えて自然災害区域だと減額する措置がありましてそちらのほうもかなり見込んだものですから、実際に27年に入ってから調定額とちょっと乖離がありましたのでその分を増額させて頂きました。

5 金田 将来の負担を少なくするために積んでおくという考えは良いと思いますが、今生きている人たちのために貫っている交付金だったりすると、残ったお金っていうのは今生きてる高齢者の足に使うとか、保育料だとか給食費だとかに使うだとか、今定住したいなと思う町に繋がるような事に使ったり、それから高齢者も安気に暮らせるなっていうことに使ったりそういうお考えは今後どうなるんでしょうか。

副町長 減債基金に資金を積んだという意味でございますけれども、起債につきましては、今生きている人に全ての負担を押しつけるということではなくて、記載を借りますと10年償還あるいは20年償還、長いものと30年とかありますけれども、後年度の方にも負担をして頂くというような意味で記載を借りる部分もございまして、その部分につきましては、後年度に平準化していく訳ですのでその分について今あるお金を後年度の負担に対応するための減債基金という形で積み上げていくというようなことを考えております。現在生きている方々の幸せに使えば良いじゃないかという御意見もありますけれどもそれも色々な計画の中でどういう形で皆さん方に還元できるかということも全体的なものを含めながら、そして将来の事も考えながらお金の使い方、貯め方っていうのを考えていかなければならないなと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第26号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、

起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 27 号「平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 歳出の 7 ページをお願いします。高額療養費で財源更正をしておりますけども、これはどういう内容なのでしょう。

町民課長 歳入が確定致しましたので、その財源を更正したものでございます。

10 田中 高額療養費は共同事業で入ってくると思うのですが、何でわざわざ一般財源に差し替えなければいけないかということを質問しているのですが。

町民課長 5 ページの方で共同事業交付金が同額減しておりますので減った分を財源更正させて頂いたと言うそういう内容でございます。

議長 ほかにありませんか。

（なし）

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 27 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 28 号「平成 27 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 28 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 29 号「平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 29 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 30 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 4 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 30 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 31 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 31 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 32 号「平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の  
質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり  
ませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 32 号を採決します。  
採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、  
起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 33 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 4 号）」  
の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり  
ませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 33 号を採決します。  
採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、  
起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 34 号「平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の  
質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり  
ませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 34 号を採決します。  
採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、  
起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 43、議案第 35 号「平成 28 年度設楽町一般会計予算」から日程第 55、議案第 47 号「平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの 13 議案を、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 一般会計を始めまして 12 特別会計予算につきましては、冒頭で町長の方から施政方針の中で予算の大綱を申し上げましたので予算上程をさせて頂くということだけにさせて頂きたいと思えます。また詳細につきましては各款項目節にわたりまして本会議終了後に担当課長からそれぞれ説明をさせて頂きますので、よろしくお願いを致します。

議案第 35 号「平成 28 年度設楽町一般会計予算」平成 28 年度設楽町一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 56 億 81 万 5000 円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。継続費、第 2 条、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第 2 表継続費による。地方債、第 3 条、法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。一時借入金、第 4 条、法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入額の最高額は 5 億円と定める。歳出予算の流用、第 4 条、法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費、(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 28 年 3 月 2 日提出横山光明。

議案第 36 号、「平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 5022 万 7000 円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金につきましては、2500 万円と定めます。予算の流用につきましては、一般会計と同様でございます。平成 28 年 3 月 2 日提出横山光明。

議案第 37 号「平成 28 年度設楽町介護保険特別会計予算」平成 28 年度設楽町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 3905 万 4000 円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金は 2000 万円と定めます。歳出予算の流用については一般会計と同様でございます。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 38 号「平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入

歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1074万円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。一時借入金は、2000万円と定めます。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第39号「平成28年度設楽町簡易水道等特別会計予算」平成28年度設楽町簡易水道等特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8271万5000円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債及び歳出予算の流用については、一般会計と同様でございます。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第40号「平成28年度設楽町公共下水道特別会計予算」平成28年度設楽町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7548万1000円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債、歳出予算の流用については一般会計と同様でございます。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第41号「平成28年度設楽町農業集落排水特別会計予算」平成28年度設楽町農業集落排水特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4274万6000円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。流用につきましては、一般会計と同様でございます。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第43号、「平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8772万5000円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。流用につきましては、一般会計と同様でございます。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第44号「平成28年度設楽町田口財産区特別会計予算」平成28年度設楽町田口財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1073万2000円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成28年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第45号「平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ88万3000円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成28

年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 46 号「平成 28 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」平成 28 年度設楽町名倉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29 万 2000 円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 47 号「平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計予算」平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 364 万 3000 円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。平成 28 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。以上、上程させていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました。お諮りします。議案第 35 号から議案第 47 号までの 13 議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く 11 名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 35 号から議案第 47 号までの 13 議案につきましては、11 名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、今泉吉人君、河野清君、金田敏行君、夏目忠昭君、金田文子君、高森陽一郎君、熊谷勝君、伊藤武君、山口伸彦君、田中邦利君、松下好延君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果を報告願います。お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 27 分

再開 午後 3 時 39 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に、11 番松下好延君、副委員長に、3 番金田敏行君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日の定例会終了後に予算の説明、3 月 14 日午前 9 時から総務建設委員会所管の質疑、3 月 16 日午前 9 時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしく願います。



副町長 大変申しわけございません。議案第 40 号につきましてミスプリントがございました。また差し替えをさせて頂きたいと思いますので御承知いただきたいと  
思います。議案第 40 号の平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計予算の 3 ページ  
でございます。第 2 表です。起債の目的のところに、公共下水処理場整備事業地  
質調査造成設計(簡易水道)とございます、簡易水道ではございませんので大変申  
しわけございません。この()を削除させて頂きたいと思います。また新しいもの  
を配らせて頂きますのでよろしくお願い致します。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後 3 時 41 分